

午後1時30分開会

○小野委員長 こんにちは。ただいまから契約に係る不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。政策経営部人事課長が家族看護のため、欠席です。

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、日程に入ります。本日の日程を、ご確認、お願いいたします。日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。初めに、日程1、陳情審査（1）継続審査に入ります。

①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情の3件の陳情について、一括して取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。

いかがでしょうか。

○小枝委員 この3通の陳情なんですけれども、現在、刑事確定記録の確認とともに、区議会側として、区の報告書の内容とか、そうしたことについて判断をするという中に、全てではないけれども答えが含まれてくると思うので、スピードアップをしながらお答えを出せる、やはり日程のないことはいけないことだと思うので、何か、例えば、次回までにとか次々回までにとか、そういうふうにして答えを出していくということが重要だと思いますが。今日、まだその中身についてしっかり出されていないので、今日のところで判断をするのは少し困難かなというふうに思っているというのが私の意見です。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

もしなければ、今の段階でまだ結論は出せないということなので、継続ということにさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、本件3件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

以上で、送付6-6、送付6-7、送付6-12の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。

次に、日程2、確認事項に入ります。

（1）論点チェックについてです。資料、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会論点チェックリスト、こちらを、毎度ですけれども、このたびもご確認をお願いいたします。

取扱「未」となっている確認事項は、5ページの元副区長であった者の関与の2点のみとなっております。こちらは、確定記録を皆様が閲覧した後で続けてはいるんですけれども、まだ議論が途中になっておりますということで、取扱「未」です。こちらは、質疑に

入る前に、前回、宿題を頂いている件もございましたので、私、委員長宛てと、それから、執行機関側に答弁をとということを一応お持ち帰りいただいているものがございますので、まず、そちらについて進めたいと思います。

執行機関側からよろしいでしょうか。

○吉田総務課長 まず、時効に関する執行機関側の考え方をお示しすることになっていたかなと思っております。これにつきましては、共犯者の時効につきましては、刑事訴訟法 253 条は、公訴時点の起算点について、時効は犯罪行為が終わったときから進行する。共犯の場合には、最終の行為が終わったときから全ての共犯に対して時効の期間を起算すると定めております。例えばですけれども、情報漏えい事件の場合には、実行者が実際に情報を漏えいした時点で初めて犯罪が成立するものかと考えますので、この時点でここから全ての共犯者の時効が進行するものと考えてございます。

続けてよろしいですか。

○小野委員長 はい。この点については、よろしいですね。はい。（発言する者あり）あ、いえ、これは、質問していたのが白川委員だったと思うんですけども、今は大丈夫ですかね。

では、引き続き、総務課長、お願いいたします。

○岩田委員 委員長。

○小野委員長 岩田委員、今の件についてですか。

○岩田委員 そうです。

○小野委員長 はい、どうぞ。

○岩田委員 時効にかかれば、それは当然、罪が免除されるのは分かっているんです。そうではなく、ただ、時効にかかったことをもって、その、犯罪なら犯罪に関与してなかったかのような言い方を区がされたので、それはおかしいんじゃないのかなと思うんですけど、そこはどうなんですかね。

○小野委員長 今、時効についての説明というところなので、ちょっとそれについては…（発言する者あり）ええ。これは、はい、時効について、どういうことかということだったので、これで一旦、次にお願いします。

総務課長、引き続きお願いします。

○吉田総務課長 続いて、弁護士 2 名によるヒアリングとあるが、公正取引委員会の有識者を外した理由はなぜかというようなご質問があったかと思います。ヒアリングを弁護士だけで行ったのは、弁護士への委託契約のほうが有識者会議の設置より先になりますので、公正取引委員会の先生を外したのではなく、有識者会議を設置するに当たって、調査を委託した弁護士の方、また、公正取引委員会の先生にメンバーになっていただいたということでございます。

○小野委員長 はい。

これね。はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 その仕様書、契約をしたその時点で、2 人の方にこのヒアリングのことについて確認していたからだと。じゃあ、有識者会議としての見解を出すに際して、あえて外したのはということを行ったのは、契約であろうとも追加ができなかったのかどうか。普通に考えると、やはり有識者会議は 3 人で行っているんだから、契約のときはそうだった

たでしょう。でも、有識者会議のメンバーについては、公取委の先生方というのは非常に厳格に厳しくやるというのは聞いておるんですよ。そういう点で、いろんな視点があっていいと思うんですけど、そこについてはどう考えたのか、お答えいただきたい。

○小野委員長 これについてはありますか。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 その点につきましては、様々考え方があると思いますが、私どもとしては、今回の弁護士によるヒアリング、こちらのほうでヒアリング調査のほうはきちんと実施できると考えまして、そのような形を取ったものでございます。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、これは平行な話になっちゃうんですけれども、やっぱり有識者会議と決めて、3人でやるんだったらば、1回や2回、普通だったら入るでしょう。それがね、私たちが決めたからと言ったらば、その公平性はどうやって担保するのかと。もともとが、申し訳ない、この有識者会議といいながら、このお二方、野々上さんと中村さんは、結局はこの10月10日以降に、前年の10月10日以降にいろいろと様々に今回のことを聞いているわけですよ。で、2人でやっていたら、隠蔽とは言わないですけども、限られた中で決めるという閉鎖性があるんじゃないんですかということをお願いわけ。で、それをね、いや、私たちが決めたからだって。それはやっぱり納税者に対しての説明にならないんですよ。どうやったら公平性、中立性を担保するか。本来であればですよ、岩田委員がおっしゃるように、やっぱり第三者機関を設置しなくちゃ駄目なんですよ、全く新しい人。だって、言っているのは、何だっけ、何とかガイドライン。何だっけ、弁護士会の、日弁連のガイドラインの中で、まさしくしちゃいけない、第三者機関として。それは、第三者機関のほうを設置していないから、内部だからいいとしたって、でも、有識者会議であえてこの公取委の人を入れたんだから、そうしたら、その人とヒアリングするというのが最も自然ですし、最も当たり前だし、そういうことをやらないといたら、何か隠蔽しているんじゃないんですかと思うのが自然じゃないんですかということをお願いわけ。私たちが決めたからといたら、駄々っ子が言って、僕が決めたんだから僕でいいでしょと言って、今までの答弁はいつもそうですよ。そのところをお答えいただきたい。

○小野委員長 でも、これはもう平行線になると思うけどと、はやお委員もさっきおっしゃっていたので……

○はやお委員 いやいや。違うの、違うの。そういうところについて、明確に納税者に説明になっていない。だから、説明してくれと言っているの。ただ決めたからだというのはおかしいでしょ。その理由として、二つ言っているわけですよ。10月のその前年で、こういう内容を問い合わせしている2人だけでやっていたら、閉鎖的になるでしょ、恣意的になる可能性が高いんじゃないんですかということをお願い。

○小野委員長 じゃあ、そこも含めて、なぜそう判断したかというのをね。

○はやお委員 そうそう。それを聞いているわけ。

○小野委員長 じゃあ、それだけ、すみません、もう一度お願いします。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 この点については、既に何度もご説明しておりますように……

○はやお委員 あ、ちょっとごめん。あのね、「何度も」というのは失礼だよ。今、今の

質問をしているんだから、「何度も」じゃなくて、今答えてください、きちっと。「何度も」というのは、前言ったみたいな言い方はやめてください。状況が違っている。

○小野委員長 はい。まあ、答弁、答弁をお願いいたします。

○村木政策経営部長 この点につきましては、これまで何度もご説明してきたとおりでございます。

○はやお委員 やめてください。やめてください。「何度も」というのは……

○小野委員長 はい。はやお委員、はやお委員。

○はやお委員 遮っちゃ駄目です。

○小野委員長 はやお委員。

政策経営部長、続けてください。

○村木政策経営部長 この点については、これまで何度もご説明してきたとおりでございます。我々といたしましては、今回、この調査委託をお願いした弁護士、こちらに関して、事前に法律相談等しておりますが、それについては、区が捜査を受けた際にこういった対応をするかといった、そういった一般的なことにつきまして、かつて検事であったこともありますので、そういった専門的な知識があるということで、その対応について一般的なところをお聞きしたということでございます。

また、この問題につきましては、当委員会では既に終了するということで、今日配付されておる資料にも書かれていると思いますが、そこであえてここでまたお答えするということになるれば、当然、前回と同じ答えということになると思います。

○小野委員長 はい。

じゃあ、ほかの、この件……

○はやお委員 はい。あのね、結局はね、私が何で今までどおりというのはやめてくれと言っているのは、今質問して、そして、いろいろな条件が変わってきているわけですよ。そういう中で、どういうふうに答弁を改めて言ってくれと言っているのを、今までどおりというのは何なんですかということを言っているわけ。やはりもう少し真摯にやってもらいたいと思うんですけど。でも、いいですよ。今回はそういう答弁をするということは、僕はね、覆い隠そうとしたというふうに受け止めました。

以上です。

○小野委員長 じゃあ、ちょっと関連。

小林委員。

○小林委員 ちょっと視点を变えるんですけども、僕も前も質問しているんですけど、要するに、その2名の方というのは、既に区がいろいろ相談をしていたというのは、それは利害関係者というんですよ、区と。事前に利害関係ができていますよ。要するに、お金を払っているから、契約して。そういう利害関係者を新たに入れてやるということが、要するに、それは先ほど日弁連でも言っているんですけど、そういう人を入れないで第三者機関。第三者機関というのは第三者ですよ。そこを入れない、そこで一致しちゃうことが、そこが要するに利害関係者を入れるということに入るといふふうに僕は解釈しているんで、そこをあえて入れてきたということが、それでいいよということ自体は、それはおかしいんじゃないかと言っているんです。そのところをちょっと答えてください。

○村木政策経営部長 私どもとしては、事前に相談をしたから、今回のように、警察の捜

査を受けるときにこういった対応をするかという一般論について相談したことをもって、この先生方が利害関係者になるというふうには考えてごさいません。利害関係というからには、今回の事案について非常に内部に深く入り込んだ様々な相談を受けたとか、そういったことが必要だと思います。

当時と、はやお委員のほうからこういった違いがあるかということ言えば、はやお委員のほうからは、今回の匿名の告発について、はやお委員は関与していたという、ご相談に応じたという、そういったことがその後に明らかになっていますので、その事情を踏まえれば、もし、はやお委員の主張を前提として、相談された方は第三者とは言えないということであれば、この委員会自体が第三者とは言えないもので、公正中立なものでないという、そういう議論になると思いますので、それはおかしいというのは、はやおさんも分かると思います。ということは、我々の主張もそのとおりだということで、ご理解いただきたいと思います。（発言する者多数あり）

○小野委員長 いや……。

小林委員。

○小林委員 えーとね、そこに入っていないんです。要するに、区が使って、事前に使っていた人、それが利害関係になるんです。そこは利害関係者になるんです。その直接、要するに、内容が違う、違わないの話じゃないんです。

○白川委員 根拠は。

○小林委員 それは、根拠はそうです。根拠が、それは日弁連の中でも言われているんです。

○はやお委員 ガイドラインに書いてある。

○小林委員 ガイドラインに書いてあるんです。ガイドラインを見てください。（発言する者あり）だから……

○小野委員長 いや、それはもう、小林委員おっしゃるとおり、もう以前確認した件ですものね、それをね。

○小林委員 そうです、そうです。

○小野委員長 はい。

○小林委員 だからそれも……（「掘り返してやらない」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 うん。

○小林委員 それは、だけど、そのところは僕は逃げないでほしいと。

○小枝委員 関連……

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 この論点チェックも、もちろん区民に公表する資料ですよ。

○小野委員長 論点チェックというのは、論点チェック資料ですね。

○小枝委員 そうですよ。

○小野委員長 はい。

○小枝委員 と、やはりこういうことにしちゃったという結末ではよくないというふうに思います。

○小野委員長 こういうことにしたという結末とは。

○小枝委員 つまり、この内容に書いてあるのは、文章的にも変なんだけれども、有識者

会議は第三者と当事者でやったんだと書いてあって、これは区の答弁をそういうふうに引用したものなんですけど、で、今言われている2021年に日弁連が策定した地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針という、まあ、通常、自治体指針というんだけど、この内容というのは、利害関係者は駄目だよというふうになっていて、その利害関係者というのは誰なのかといったときに、対象事案に対して対象事案の関係当事者から相談、意見照会等を受け、助言または自己の認識、見解等を述べたことというのにこの事例というのは該当するわけなんです。というのは、3回やっているから。そこは、どこまでも区の前任者から引き継ぐ立場というのものもあるのかもしれないから、どうしても認識が一致しないことがあるのかもしれないけども、この3回の報酬として、もう14万円をお支払い、事前にしてしまっている。そこに既に利害関係者としての定義が成り立つという事実関係からすると、ここは、もう少し冷静に、そういう認識があっても、カラスが白みたくないことで、言い逃れないほうがよろしいんだろうと。

ただ、これは、この場において、なかなか皆さん疲弊、感情的にも疲弊している中で確定できないのであれば、そこは、私は、例えば、今後の流れの中で、両論併記で収めていってもよいのかもしれないというふうに思っていることですが、非常にそこは、オーソドックスに考えたときに、やはり14万円の支払いを既に行っている弁護士さんたちにさらに第三者的な会議であるということを言い募るのは、議会にとっても行政にとっても不利だろうと。でも、あえてその不利をやりたいというのであれば、そう思う人がそうすればいいというふうに思うので、いかにも理不尽なことを述べていると、あるいは論理性がないことを言っているということではないということは、ちょっと述べておきたいなというふうに思いましたので、第三者委員会としての、何という、定義というのは、そういう日弁連のを根拠にするならば、そういうものだということをご認識いただけたらと思います。

○小野委員長 はい。

はやお委員。

○はやお委員 毎回毎回、私のことを利害関係者とおっしゃるんですけども、今回の供述調書確定記録を読んでいただくと分かるように、私が、作成に関しては、それは多少のところにサジェスチョンしましたよ、令和4年8月30日のときに。それで、結局は何かと言ったならば、公取委のほうでもあるように、元区議会議員にもし相談した内容であれば、告発内容で公益通報上保護される対象になると書いてあるんですよ。そういうところからしたときに、私が利害関係者と言い続けるのは、ここは訂正してもらいたい。

それと、私が、供述書に書いてあるのをお読みになったかどうか知りませんが、私はまず連絡が来て、なったときに、ほんとか、ほんとか、と確認したんです。そして、出てきた資料を基に、これについては、ああ、これは間違いないと判断ができる人に相談しているんです。だから、結局は公益通報上の、結局は保護される対象者に相談した、告発したということになるんですよ。それにもかかわらず、いつもいつもね、利害関係者だと。だったら、委員会のところでまとめていただいて、私を閲覧に回すこと自体がもうおかしいし、閲覧内容についての文言整理についてだって、何も一つも筆を入れないで出しているということは、これは委員会の組織的決定の下でやっているわけですよ。それを何度も何度も利害関係者だということについては訂正していただきたい。これについて、

もう一度、そののところについて明快な答弁を頂きたいと思います。

○永田委員 関連です。私も、はやお委員について。

○小野委員長 はい。永田委員。

○永田委員 私も再三はやお委員については利害関係者で、この委員で発言することはふさわしくないというふうに発言していますが、この刑事確定記録、ちょっと一部参照します。ここに区政刷新の会というのが出てくるんです。これについて、区政刷新の会、これは、中身のことはそのまま文言を直接は言いませんが、結局は石川前区長、樋口区長の路線への反対。それで、元議員の悪行に関することなどのやり取り、そういった情報を職員から収集することを目的にした会だと書いてありますが、その認識はありますでしょうか。知っていますか、そういう情報をね……

○はやお委員 僕に対して聞くの。

○永田委員 いや、行政側がそれを把握していたか。その後、どういう対応をしたか。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 今回の確定記録の中の供述調書にありました区政刷新の会ですが、それも、私どももこれを見て初めてそういうものがあったんだなということを知りました。それについて、区としてどうこう対応するということとはございませんが、今回、この、逮捕された元部長につきましては既に退職された後ですので、もし現職の議員がそういった活動している——あ、すみません、現職の職員がそういった活動をしているとすると、これは職員の政治的活動とか、そういったことで問題になるかなと思いますけど、今回こういった者が参加しているかというのは全く我々としては分かっておりませんので、それについて、特に調査とか、そういうことはしておりません。

○小野委員長 永田委員。

○永田委員 職員が現職であれば、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規則に違反することになると思いますね。これは、今後、それなりに調査を続けてほしいと思います。

また、この刑事確定記録の中に、元区議あるいはその周辺の職員を糾弾するための情報をメンバーに対して依頼していたと。それは、やっぱり秘密、職務上知り得た情報を漏らしていたということにならないですか。これはね、たまたまこの問題を知り得たわけではなくて、事前から元議員の悪行、あるいは区政に対する不満のある職員から情報を集めていたということが問題なんだと思います、この区政刷新の会。それを主導していた人がここで発言すること、それは利害関係者だと思います。なぜなら、何度も言いますが、この事件が発覚する以前の状態から何か悪行があるんじゃないかといって、情報を収集していたわけなんですね。それは、その当事者がここでいろいろ弁護士がどうかと言うことは問題だと思います。今からでも委員会で整理するべきだと思います。

その点、いかがですか。（「賛成」と呼ぶ者あり）（発言する者多数あり）

○小野委員長 はい。委員会のはさておき、何か答弁することはありますか。なしでいいですか。

○永田委員 これだけ、こうやって情報を集めることが、そもそも議員として道義的にいいのかどうか……

○小野委員長 はい。政策経営部長。

○村木政策経営部長 そちらの区政刷新の会、これにつきましては、先ほど申し上げたように、私どもとしてはそういった会が存在することは存じ上げておりませんでしたし、もし職員でそういったものに関与している者がいるかどうかというのは、それも把握してございません。

また、政治活動につきましては、先ほど申し上げたように、職員がそういった活動に参加するということであれば、それは政治的中立性の観点からは問題のある行為だというふうには認識しております。

○小野委員長 はい。あと、委員会――白川委員。

○白川委員 そういう情報があるんなら、その刷新の会にどういう議員が入っていて、こういった職員が入っていたというのはやっぱりはっきりさせないと、この件って終わらないんじゃないですか。（発言する者多数あり）

○小野委員長 はい。まず――これはちょっと答弁ができないと思いますので、（発言する者あり）それについて、はやお委員が答えるということですか。

はやお委員。

○はやお委員 えーとね、確かにそのグループの、LINEのグループがありました。でも、それは誰がつくったかという、誰とは言いませんけども、OBのほうから、私がグループの中に入る、入れていただいたというのは確かです。私が起動はしていません。で、OBの方です。OBの方だからといいながらも、その中については、既に辞められた中で、その当時、何で私が入ったかという、もう議員として辞めて、浪人しているからこそ入っていたという経緯です。

それと、LINEでやっているということに関して、非常にプライベートですよ。そんな政治的なことについてというよりも、こういう情報がありましたよ、はやおさんどう思いますかねと、意見を聞かされただけなんです。それが、何か関係あるんですか。何が例えばそういうことによってやるのか。いや、入っているのは――ほかの議員は入っていません、今の現状の中では。その刷新の会で入っていたのは限られたメンバーで、もし議員経験者だったら私だけです。という中で、幾ら議論したからといったって意味がないと思います。（発言する者あり）だから、いいですよ、いいですよ……

○白川委員 職員は。

○はやお委員 だから、職員は入っていないですよ。だから、OBだけが入っただけです。で、それについては、プライベートなことですから、これ以上のことは言うつもりはありません。でも、全くといって、このところについて恣意的なものではなくて、確かにその縁の中から、例えば、はやおさんに相談しようとなったのかもしれない。でも、その中で入っていた、結局は元幹部の方は私に対してメールを送ってきて、そして、自分の原案文をつくり、そして、また落札の見積りのメールの内容を送ってきたわけ。でも、普通は、普通の人だったら、それを送ってきて何が書いてあるか分からないはずですよ。けども、私は元区議会議員だから、ああ、なるほどねということで分かったというだけです。その中で、聞かされてしまえば、国民として、そして、元区議会議員として、結局は刑罰に当たることについて告発せねばならぬというのはね、義務ですから。それについて、何か後ろめたいことがあったと言われてもね、僕はないですよ。本当にね、聞いたときはね、大変なことを聞いちゃったなと思ったんですよ。何で俺にそんなことを相談



するんだというぐらいですよ。

○白川委員 今まで何で黙っていたの。

○はやお委員 いや、言う必要がないから。聞かれていないから。でも、それについてね、でも、そこは書いてありましたよ、刑事確定記録で。だけど、今の実情でやると、何か恣意的に我々が前からやっていたみたいな話を言うから、今回のことについては、一切ないです。ただ、このところについて、自分の意見を聞け、はやおさんの意見を聞きたいということで、そのグループLINEの中に入った。限られたメンバーです。それについて、それ以上のことについて言えというのであれば、100条委員会でも聞いていただいて、そういうところの中で、そういうところの中で、その書類についての提示をしてくださいよ。だから、それ以上のこと、それ以下のものはないですから。でも、刑事確定記録にも書いてあるように、本当に私、もう、何で俺に相談するんだと思う気持ちでしたから。それをね、利害関係者、利害。そしたら、みんな利害関係者ですよ。（発言する者多数あり）職員たちが関係していれば、（発言する者多数あり）関係していれば。

○小野委員長 ちょっと、それは違います。

○はやお委員 だから、そのところについて、言葉は丁寧にしてくださいねということを言っている。

○小野委員長 はい。ええ。言葉は丁寧にしていだきたい。まずは、みんなが利害関係者というのは違いますので、そこは訂正をしたいと思いますけど、よろしいですか。（発言する者あり）

○永田委員 いいですか。

○小枝委員 関連。

○小野委員長 はい。永田委員。

ちょっとお待ちください。

○永田委員 利害関係者じゃないというのは別に勝手ですけども、やっぱり区政に対して不満があるOBを含め、その中で情報をやり取りしていた。で、はやお委員も区政に対して不満があるんだろうということで、この中に入ったと思うんですね。その中で、区政に対して不満がある、元議員に対しても悪質だという同じ価値観の下、情報共有をしていたということで、ただ相談していたということは筋が通らないと思うんですね。そこで知り得た情報をどうやって告発していくかというときにも、すぐにね、普通であれば、少なくとも、ある程度知っている間柄であれば、当事者にも、その本人にも、元逮捕された元議員にも、次の選挙に出るなとか、あるいは、もう告発するという話をするべきなのに、何かこの話をさらに大きくしようとしたような動きが見られるわけですよ。それはなぜかというと、「契約課有志」というような架空の名前での告発に至ったという。それを、この中で、情報共有の中で進めていたとなると、それはかなり道義的にも大きな問題ではないかと。当時は区議会議員現職ではなかったとしても、今、現職である以上、ここの委員に関わっている以上、責任はかなり重いと思うんですけども、その点、行政として、この区政刷新の会、もう一度しっかりと受け止めて、かなり重大な問題なのでね、ここは、中身を知りませんでは、終わらないと思います。（発言する者あり）

○小野委員長 先に答弁に行きます。（発言する者あり）

政策経営部長。

○村木政策経営部長 その区政刷新の会、こちらにつきましても、今回、情報というのは、我々としてはこの確定記録に出ているものしかなくて、確定記録につきましては、この委員会の集約によって、我々ここに参加する理事者以外には知らせないということで、口頭での説明等はしていますけど、実際、直接見ているのは我々ここに許可された理事者だけということになっていますので、その中で、今後、そこに記載されていた事柄について、どういったことで調べていくかというのは、ちょっと我々としてはここではなかなか即答いたしかねるところでございますが、ただ、繰り返し申し上げておりますように、既に区を辞めた職員、こちらがどういった活動をするかということについてまでなかなか厳しく言うていくことはちょっと難しいかなというところがあって、あと、現職の職員でもしそういったものに参加している者があるということであれば、それはやはり職員の政治的中立性から問題があるだろうと。

今、永田委員のほうからのご指摘がありましたが、この、何ですか、ほかの名前で、はやお委員のほうは、先ほども出ましたが、これ、公取委のほうに聞いて、委員自身が、当時は元議員ですけど、元議員も公益通報の窓口になるということでお受けされたということをお聞きしましたが、そうすると、その窓口で受けた場合、その後どういった行動をするかということで、匿名と言っておりますが、実際は「契約課職員有志」となっていて、当該部長は契約課の職員ではありませんので、実際には別名での告発と。そういった形をなぜ取ったかと、その辺のところもまた明らかにされていかなければ、我々としてもなかなか行動するのが難しいかなというふうには思っております。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 一つ一つ説明しますよ。今まではそんなにあれでないと思ったんで、話していませんけれども、なぜそうしたかということ、元幹部職員のほうから非常に怖いと。こういうことを自分の名前で言うのは怖いと言われたんですよ。隠して、少し表に出さないでやりたい。やはり、公益通報上、何で匿名でやるかということなんです。その立場でね、以前、結局は、政策経営部長は、自首させればよかったじゃないかと。でも、自首させた瞬間、漏れるんですよ。そして、彼が何で言っていたかということ、ナンバーツーの方が関与したのではないかと、結局は刑事確定記録で明確、明々白々です。で、そういう中でやったときに、何で区の公益通報を使わず、私に来たかということ、これは必ず漏れる可能性があるというふうに本人は思ったから、私に言った、と言っているわけです。あと、その担当の元議長である方にそういうのが漏れると非常に怖い、と。という中での対応だということなんです。だから、決してね、何か謀議を繰り返して何かしようといったものは一切ないですから。

それと、あと、もう一度、職員の方々に対しての名誉で、一切、このLINE、グループLINEの中には職員は入っていません。OBだけです。それも、限られた人数です。私も、つくったグループではなくて、グループの中にLINEを知っていたから、そこに入っていた。だから、本当は断ればいいでしょ。だけど、僕は、あのときにはもう既に区議会議員ではなかったから、そのところについては、自由な意見としていろいろ聞かせていただくという中でなってきた。その中で、たまたま、今回のことについて実はこうですよ。何で本人がこんなに嫌になったかということ、江東のところがあれが来たときに、その元区議会議員が、いや、俺は悪くないよな、自分にこの責任を押しつけられそうな気がす

ると、そこまで言われたんですよ。でも、それだからじゃないですよ。やはり、この問題について、明々白々にする必要があるということでやっただけのことです。それを、利害関係者だとか、自首させるべきだったとか、僕はね、行政サイドのほうから言われるということについては、非常に残念ですよ。だから、そのこのところについて、今、いろいろ様々出ましたから、その背景というのはそういうことです。で、結局は、国民として、元区議会議員としてやった。そこだけです。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。小枝委員。（発言する者多数あり）

○小枝委員 ちょっと感情論になるといけないので、何というか、公益通報者保護というところがまだ政経部長の中で整理できていないんじゃないかというふうに、まあ、議員さんの中でもそうなんですけれども、兵庫県が今のような議論になってくると、ちょっと似たような事態になってくるんだけれども、兵庫県ではどうしたかということ、公益通報者保護の要綱というのをちゃんと書き換えて、それで、今、はやお委員が言われたように、要するに、第三者、トップが、トップに言われてこういう事態に至った場合、何というんですかね、どういうふうに今後こういうことがないように解決したかということ、この公益通報者保護の中に第三者通報をちゃんと位置づけて、それで犯人捜ししないということをちゃんとまとめたんですよ。で、千代田区は、そこを、何というか、こういうやり取りになるから、手がつかないまま来ていて、それは政治の問題もあるんだけれども、政策経営部長としても、そこを所管する立場である以上、先ほどのような投げやりな言い方はやりないでもらいたいんです。

やっぱり、議員も政策で勝負しているわけだから、皆さん、この事件が発覚しなきゃよかったと思っているわけじゃないわけですよ。ここの問題からしっかりと、まず、公平公正な千代田区を立ち上げていこうという議論の過程であるのに、委員長のほうももうちょっと整理をですね……

○小野委員長 言いたいことを言ってもらうのは構わないんですけども……

○小枝委員 そこは、公益通報者保護の論点というのが、実は、確定記録を読んでも、そこにつながるものはあるんですが、そこは確定記録を見ないと分からないところもあったと思うので、そうしたことも整理していかないと、今のような話を吸収して整理することができないよということだけ私としては申し上げて、あと、部長のほうには、もう少し公益通報者保護の今の論理の組立て、時代は変わってきているので、国も変わった、兵庫県も変えた、千代田区だけが変わらないんですよ。ここはちょっと認識を一步上げていかないといけないと思うので、よろしくお願いします。

○小野委員長 うーん。今のは、小枝委員としてはそういうふうにお感じですけども、実際、今、行政の中では様々やられているわけですよ。今回、公益通報制度の話になりますけれども、そもそも今回のこの件が有識者、有志、あ、有識者じゃないや、契約課有志ですね、それで出していることがそもそも公益通報に当たるのかどうかということとか、それから、はやお委員が先ほど主張されている自分が元区議会議員だったと。元区議会議員に対する相談というのでも公益通報としてみなされるんだというところ、この二つがあるのかなと思うんですけども。（発言する者あり）

えっ。

○小枝委員 匿名はありなんです。

○小野委員長 うん。匿名が、ただ、今回は、この公益通報に対してというよりも、これはもうやったことに対して、こういう判決が出て、それに基づいてやっているというところがありますので、それを公益通報とみなすか、みなさないかということでもありますね……

○小枝委員 いや、そこじゃないんだよ。そこじゃない。

○小野委員長 うん。

小枝委員。

○小枝委員 その、結局、内部告発をしたという行為そのものも一つの論点だけれども…

○小野委員長 内部告発はどこ。どこにされたんですか。

○小枝委員 その前に、その前に、関連の部長さんたちが複数名、この状況で公益通報できないということも切々と……

○小野委員長 感じているという。

○小枝委員 私が見た中では書いてあるんです。つまり、そのときに動くことができるような千代田区に、先ほどから委員長も公益通報と言うんだけど、公益通報者保護なの。「者」が入らないと、おかしい話になっちゃうのね。

○小野委員長 うん。まあ、まあ、ちょっとごめんなさい、それは。

○小枝委員 そのためには、匿名も認める。そして、第三者、つまり、警察であったりとかマスコミでもいい。議員でもいいんですよ。

○小野委員長 それでも構わない。

○小枝委員 その定義をもう少し、この場では深められないから、よく知った上で、あいつが悪い、こいつが悪いの話ではなくて、どうよくなっていくのかということ考えていかないと、やっぱりたどり着けないと思うんですよ。委員長の認識、ちょっと言葉も違っているし……

○小野委員長 その保護については……

○小枝委員 3号、3号の定義もちょっと認識が不足している。

○小野委員長 で、保護については……

○小枝委員 だから、今回ののが当たるかどうかの議論をここでしているんじゃない。

○小野委員長 うん。そう。それをもっとやるようにというのを求められているなというふうにちょっと受け止めたので、まず、それで申し上げたんですね。

えごし委員。

○白川委員 関連。

○小野委員長 ごめんなさい。ちょっと、先にえごし委員。

○えごし委員 様々議論ありますけれども、もともとの質問の内容と、あと、公益通報の話、またちょっと違ってきていると思うので、ちょっとそこを整理していただいて。

○小野委員長 はい、そうですね。

○えごし委員 かなり広がって、ちょっと違う形になっているのかなと私は思っていますので、そこをお願いいたします。

○小野委員長 はい。そうですね。はい。ありがとうございます。

○白川委員 関連。

○小野委員長 ちょっと関連で、白川委員があるので。

どうぞ。

○白川委員 1回、何があったかというのを整理してください。要するに、元部長からはやおさんが元議員として相談されてから、どういう形でその情報が警察にもたらされたかというその経過というのが分からないと、こちらは判断しようがないので、その説明も入れていただけますか。

○小野委員長 うん。ちょっとそこは執行機関できる——答弁する。答弁しますか。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 その辺につきましては、公益通報について、先ほど来小枝委員からもご質問いただきましたが、まず、我々としては、公益通報については、確かなかなか機能するのが難しいという認識を持っておりまして、それは企画総務の委員会のほうでも、今後公益通報の見直しについてはご報告させていただきたいというふうに言っているところでございます。

ただ、今回の例で、まず一つご指摘したいのは、禁止されているのは、通報したことを理由とすることによる不利益な処分であって、例えば有罪判決が確定したとか、そういうことを理由とするものまで、要するに免責を与える、そういったものではないということ、これも広く知られているところだと思います。

それから、今、白川委員のほうからご指摘がありましたが、通報のときの状況ですが、これについても、確定記録のほうを読ませていただきましたが、中でも結構矛盾点というか、はっきりしないところが多々あって、それだけでは分からないという状況ですが、ただ、それを、我々も通報を受けたわけではないので、ちょっと受けた方がご説明していただかないと、そこは分かりませんので、調査するにしても、我々の調査としてはちょっとそこは限界があるということをご理解いただきたいと思います。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 何か途中から何か全然違うほうに行っちゃったんですけど、すごい前に戻ります。はやお委員の質問のところで、公益——じゃない、そこじゃない、ヒアリングのところで、弁護士の2名というのが委託契約が先だったからであって、公正取引委員会の方を外したわけじゃないという答弁がありましたけども、そのときにはやお委員が質問したのは、後から入れることはできなかったのかというようなことをお聞きしたんですけど、それについてはお答えにならなかった。それが1点。

あと、もう一点は、区がこの当該官製談合事件で、お金のやり取りがあったわけでもないはやお委員、ただ単に相談を受けたはやお委員を利害関係者というふうにおっしゃるのは、大丈夫ですか、問題ないのかというのが2点。まず、お願いします。

○村木政策経営部長 まず、ヒアリングのメンバーにつきましては、これも後から追加することはできなかったかというご質問ですけど、もちろん追加することは可能であったと思います。ただ、我々としては、その必要はないというふうに判断したということでございます。

それから、利害関係者につきましては、我々も単に相談を受けただけで利害関係者とか、そういったところまでは考えておりませんが、ただ、はやお委員のほうから、一旦相談を受けてしまったら、その方は利害関係者という前提でお話をされていたので、その前提ならば、そうだろうということでお話しただけでございます。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 ちょっと……また同じことの繰り返しになるのが……

○小野委員長 なっちゃうね。

○はやお委員 だから、この話はやめたいんですけど、私が一度相談されたらというのと、弁護士の法律家に対する話とは違うんですよ。それは、何回も言っていることをまた言うから、それでいながら、自分の答弁のときは、今までと言ったり、というところはちょっと訂正してくれということを言っている。

○小野委員長 今、岩田委員からちょっとご質問が、質疑があったものですから、それに対しての答弁ということなので、ちょっとそれはもう、ここまでにしましょう。

○はやお委員 いや。結局、何で言ったかといったら、自分の立場から利害関係者というのは弁護士と同じ扱いで言われたから、そのこのところを言っただけ。だから、それは勘弁してくれと何度も言っている。僕は、だから言っているのは、利害関係者、あくまでも弁護士か相談を受けた場合については、それは立場が違って、利害関係者になるでしょということを言っただけなんです。それを、いつの間にか、相談されたらって、俺は弁護士でもないのに、相談されたら利害関係者ということでひもづけたから、それはおかしいよと言っているわけ。それをやめてくれと言っているだけだから。

○小野委員長 これで、その件は終わりました。（発言する者あり）はい。

岩田委員、ちょっと、今の質問はもう終わりなので、関連はやめてください。

○岩田委員 委員長、勝手に終わらせないでください。

○小野委員長 はい。終わる。

○岩田委員 あの、はやお委員が言ったからって、だから、それに従って利害関係者だと言っていますというのは、そんなの、単なる言い訳ですよ。それはおかしいですよというのが1点。

そして、次。先ほど答弁があったところで、公益通報のところで、何だ、この公益通報したから退職金を返還しろと言ったわけじゃないと。これ、本会議場でも言いましたよ。そうしたら、部長は何と言ったかという、反証しましたと。これは、推定するだから、私は反証しました、だからいいんですよと言っていましたけども、これ、僕が見たら、反証って、これはどれですかね。これは、もしかして、あれですか、「職員の退職手当に関する条例の規定に該当するに至ったことに基づきなされたものです。通報したことによる懲戒処分ではなく、通報と返納命令には一切関係がありません」。ただこれだけですか。これが反証なんですか。もう一回言いますよ。本会議場でも言いましたが、あなたのは反証じゃない。単なる言い返しただけ。反論なんですよ。反証というんだったら、ちゃんとした証拠を示して、これが証拠です。だから、これは、推定は覆りますと、そこまでやらなきゃ駄目ですよ。なのに、それをまさか自分たちだけで勝手に、反証しました。で、その根拠はといったら、私たちが反証したと言っているんだから、反証しましたと言っているんじゃ、駄々っ子と一緒にですよ、さっきの話ですけど。ちゃんと反証したというんだったら、証拠を示してください。

○村木政策経営部長 まず、最初の利害関係者の話につきましては、これはこれまでご答弁してきたとおりでございますので、重ねて申し上げることはございません。

それから、公益通報についてですけど、岩田委員のご指摘というのは、千代田区の公益

通報条例の第5条で「通報者は正当な公益通報をしたことによっていかなる不利益取扱も受けない」と。第2項で「正当な通報をしたことを理由として不利益取扱を受けた者は、その旨を第7条に規定する行政監察員に通報することができる。この場合において、正当な公益通報をした者がそれ以後に受けた不利益取扱は、特段の事由がない限り、公益通報したことを理由としてされたものと推定する」と。恐らくこの規定のことを言っているんだと思いますが、この規定から明らかなように、この2項というのは、正当な公益通報を理由として不利益取扱を受けた通報者が不利益な取扱いを受けたと行政監察員に通報した場合に、それ以後の不利益取扱は公益通報したことを理由としたものと推定するというものであって、最初の公益通報以後の不利益取扱を公益通報を理由とするものと推定するという規定ではございません。

今回の案件で言えば、仮に最初の匿名の通報行為を公益通報だとしても、その後行政監察員に不利益扱いを受けたと申し出たものではありませんので、そもそもこの条項の適用はないものです。また、推定規定ということで申し上げれば、これは本会議場でも申し上げましたように、推定規定であり、みなし規定ではありませんので、不利益処分があれば、必ず公益通報を理由とするものとみなされるというものではございません。しかも、今回の案件、こちらはあまり具体的には主張できませんが、それについては、再三申し上げておりますように、何が根拠かといえ、これはもう千代田区の退職手当条例、そちらの規定です。こちらの規定に基づいて行うというものでありますので、その規定を示したことをもって、これが我々の反証ということになるというふうには思っております。

○岩田委員 で、これは僕がまた本会議でも言いましたけど、お答えにならなかった。その反証というのは、誰が、あ、ちゃんと反証したかと確認するんですか、それ。誰の判断ですか。自分たちで言いました。これが反証ですよ。言ったんで、反証です、間違いありませんというのはおかしいでしょと、僕、本会議場でも質問しましたよ。警察官に職務質問された対象者が、「おまえ、怪しいじゃないか」、「いや、私は怪しくありません。自分で言っているんで間違いありません」と言っているのと同じで、それで逃げ切れるんだったら、何でも逃げ切れちゃいますよ。おかしいですよ、そんなもん。（発言する者あり）

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 最終的にどちらの主張が正しいかということであれば、こちらにつきましては、きちんと人事上の手続、様々な不服の申立ての手続、あるいは裁判手続がございますので、そちらの中で本当に公正中立なものを判断すると、そういうことでございます。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 つまり、裁判しろというふうにおっしゃっている。それは、裁判で白黒をつけてくれというふうにおっしゃっているということですね。

○小野委員長 そうは聞こえませんでしたけど。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 そのような主張をしているものではございません。裁判にしろ、不服の申立てにしろ、それはこちらの処分を受けた者の権利ということになりますので、その者が判断することということであって、私としては一般論として申し上げているだけでございます。

○小野委員長 はい。では、ここまでにいたしますね、この件は。

ほか、この取扱「未」のところについてございますか。あと、答弁、何かございましたかね。（「手を挙げている、手を挙げている」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

○小枝委員 宿題って、幾つあるの。

○小野委員長 あ、宿題。もう一つでしたよね。もう一つ。もう一つですね。（発言する者あり）ごめんなさい。手を挙げていた。もう一つ。

総務課長。

あと、もう一つですよ。あと、二つか。ごめんなさい。全体を言っていないくて。ええ。失礼しました。全部で四つ、私が1個。

○吉田総務課長 よろしいですか。

○小野委員長 はい。お願いします。

○吉田総務課長 総務課長です。

前回聞かれたのが、報告書に記載された8名のヒアリングは誰に実施したかという点でございます。これは先日の本会議でも政策経営部長がご答弁したとおりであって、ヒアリングを行ったのは、有罪判決を受けた2名、元副区長、一般職の区職員及び元区職員、合わせて5名の計8名となっております。

それからもう一点ですけども、報告書をまとめるまでの経緯・経過がすごく短いので、メールのやり取り等々という、ご質問を頂いていたかなと思っております。前回の委員会後、これまで委員会に提出した資料等も含めて、改めて整理、検討を行いました。その結果、調査検討の経過やその結果については、報告書において時系列を含めて整理し、お示ししているものと考えております。このため、個々のメールや電話のやり取りに関する資料につきましては、別途資料として、現時点では準備してございません。

以上でございます。

○小野委員長 はい。

では、小枝委員。手が挙がっていましたね。

○小枝委員 はい。確認します。ちょっと、後の答弁は私の質問じゃないかな。ほかの方ね。うん、うん。

8名の中身は、元議員、元部長、それから元副区長、それから一般職の区職員と元区職員、6……

○吉田総務課長 合わせて5名ですね。

○小枝委員 えっ。8名と言わなかった。

○吉田総務課長 有罪判決——よろしいですか。

○小野委員長 はい。

○吉田総務課長 有罪判決を受けた2名、元副区長が1名、一般職の区職員と元区職員を合わせて5名ですので、8名になるということです。

○小枝委員 あ、区職員と元区職員というのが5名……

○吉田総務課長 合わせて5名です。

○小枝委員 で、プラス3。そうか。

○吉田総務課長 よろしいですか。

○小枝委員 はい。



○小野委員長 8名ですね。はい。

○小枝委員 ふん、ふん。そうすると……

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうしますと、今のところ、まだ開示されていない格好になっている、公表されていない格好になっているけど、野々上弁護士の7月17日の報告書のほうに、〇〇以外には本件に関わった可能性がある入札参加事業者等の区外の関係者への直接の事実確認は行えていないと書いてあるから、〇〇以外というのは、1件、事業者ヒアリングしたのかなというふうに読んだんですけど、ここは違うんですか。

7月17日の4ページの調査結果の「はじめに」のところの1、2、3、4、5行目。〇〇以外には入札参加業者等の区外関係者と。こちらは黒塗りになっている。（発言する者あり）うん、うん。これは何者かなと。普通に読めば、事業者かなと思うんだけど。

○小野委員長 休憩します。ちょっと、一旦暫時休憩します。

午後2時22分休憩

午後2時24分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

小枝委員。

○小枝委員 私は情報公開していますので、これに至る契約書や仕様書のやり取りを全部見ています。あと、支払いの日程、段取り、みんな見ています。そこからすると、ちょっと文字数も2文字だし、すっとんと落ちないところがある。ただ、それをそうじゃないというふうに言うこともできないので、こういった在り方については700万払ってやってもらっているわけですから、どなたにどんな内容を聞き取りしたと。つまり、詳細でなくても、やっぱり契約の、何というんですかね、公開性というんですかね、成果品の公開性と。本会議場では、情報開示という言い方を私がしたのかもしれないので、そうしたら、部長のほうから、いや、情報公開すれば出るじゃないですかと答弁されちゃったんだけど、考え方としては、公表という言い方をすべきだったんでしょうね。区民がみんな欲しかったら情報公開で取りに来いということではなくて、いや、700万使ってやった報告書はこういう内容ですと。この報告書に基づいて、この表の報告書がありますというのが、包み隠そうとしないんであれば、あるべき姿だというふうに思うので、そこは公表という形でやってもらいたいなということで、その論点は、でも、後なんでしょう。聞いているかな。区のほうが公表しないというふうに決めちゃったのよね、あの段階で。

○小野委員長 えっ。

○村木政策経営部長 いや、この委員会のことはこの委員会で……

○小枝委員 あ、役所のほうで公表しないでと言ったわけじゃないんだ。

○小野委員長 あ、この資料ですか。いえ、委員限りのものは、委員限りを条件に委員限りとして、皆さんに質疑のために必要だからということでやってもらいました。

○小枝委員 なるほど。でしたら、そこは、言わせていただくと、ここは、委員会運営の問題になってくるんですけど、私は、よほど区のほうから懇願されてそうなったのかなと、いなかったんで思ったんですけども、区民が1人ででも情報公開すれば出るようなものを、委員限りとかというふうにやることによる時間のロスであるとか、そうした、常にあまり公開性のないやり方というのは、委員会運営としては問題が残るだろうと。恐らくその取

扱いをしてから1年たっていると思うので。

○小野委員長 それは、言わせてもらいますけど……

○小枝委員 ちょっと判断がおかしいなというふうなことは、ご指摘だけさせていただきます。

○小野委員長 いやいや。指摘ではなくて、それを条件でないと出せないという、当時はそうだったんです。令和6年の、この委員限りになった段階では。なので、時を経て、事情がどの程度変わっているのかというのは、私どももそのときに委員限りとしているものですから、特に、後に確認はしていません。今回、情報公開請求されている方がいらっしゃいますのでね、事情が変わったのか分かりませんけれども、いずれにしても、これについてはその条件でないと駄目だということだったわけ。

小枝委員。

○小枝委員 公式の場でやり取りするのは心が痛いのですが……

○小野委員長 いえいえ。どうぞ。

○小枝委員 そういう場合には、やはり委員長のほうから、これはどの段階であっても、情報公開したら出るんですかと聞いていただければ、これは出ます、これは出ません、ということを経理者のほうからも言われると思うので、そのように運営していただければ、スマートに事が進むのかなというふうに思います。

○小野委員長 はい。情報公開してまでこれを見せてほしいという、委員会で後にそういうご意見はなかったと認識をしています。そういうご意見とか提案があれば、あったかもしれないけれども、一応、皆さん、この中で質疑をするには、この資料があるので、それでよしとして今まで来て、小枝委員が途中から入られたので、情報公開請求されたということは後に私も知りましたが。ということですね。

○はやお委員 ちょっとごめんなさい。整理の部分で意見……

○小野委員長 はい。はやお委員。どうぞ。

○はやお委員 この内容を7月17日、それで、また3月31日の両弁護士から頂いた成果物については、出してくれと私が言いました。それで、委員限りにしたというのは、これはひもづいちゃっていて、例のヒアリング結果、あれとくっついているから、まあ、そうね、取りあえず今は委員限りにしようねというところになっていました。それで、何で今回は、別にヒアリングのところではなくて、成果物については、仕様書まで決めて、そして、これは税金で700万ぐらい使っちゃっているわけですよ。そうしたら、僕は公開するべきだと思っています、この部分だけは。ヒアリングではなくて、成果物については、

で、それが何で必要になったかということ、ここは、経緯・経過ですよ。刑事確定記録が、我々が閲覧して、ある程度分かってきた。でも、結局は、僕は一部、その最終報告書、検討報告書、あれを訂正するべきではないかといったときに、いや、私たちは変えませんよと。だったら、いろいろなヒアリングだとか、何をやるかといったら、刑事確定記録が正しいとかなんとかについて我々は言うつもりはないというのであれば、じゃあどういう経緯でこの最終報告書ができたかということを精査していく中に、この留保という言葉が出てきたから、これについては、そういう言葉を、もし最終報告書の中でも留保という言葉はどこかに入れておかなかつたら、みんなが勘違いするんじゃない。でも、勘違いしていませんよ、留保ということについては全部総合的に、それも判決をベースにして決めま

した、という答弁をずっと続けているんですよ。だから、そこのところについては、じゃあ、そこは最後判断してもらうのは、やっぱり納税者であり、区民に対して示さなくちゃいけないということであれば、せめて、ヒアリング結果だって、あれも分かりにくい、ヒアリングの何かとても分かりにくい。分かりにくいと言ったならば、加工したことになるからといって、そこがひもづいていたからそういうふうにしたただけであって、今回新しい事実が出てきたから、ここの内容については、私は、委員限りではなくて、みんなに公開するべきではないかということについては申し入れたいと思います。みんなに確認したいと思います。

○小野委員長 確認というのは、何を。

○はやお委員 いや、これ、だって——本当に、委員長、議事整理をやろうという気はありますか。というのは、何かといたら、何かといたらですよ、前回について、小枝さんのほうは何を言ったかということ、委員限りというのはおかしいんじゃないんですかと。そうしたら、私が見えないからと言って、見えるようにしました。でも、もう一回言っているのは、この成果物に関して、これはやっぱり区民に伝えなくちゃいけないから、委員限りでとどめるのはおかしいでしょうから、じゃあ、それについては確認をしてくださいということになっているから、当然のごとく委員長としては整理しているはずですから、それを答えてくれと。

○小野委員長 それが私の最後の、もらっていた宿題についてです。

○はやお委員 じゃあ、それを言ったらどうですか。

○小野委員長 はい。それ、それ。

まず一つ申し上げますけれども、こちらについて——そうすると、もう理事者の答弁についてはもういいですね。一旦終わっているということで、次に移りますね。はい。

まず、この委員限りを外してくださいということでご要望がありました。まず、結論から申し上げますと、こちらについては、委員限り、当時の委員限りというものを外しません。実は、これ、ほかの委員会で委員限りだった資料を一応全部確認してみたんですけど、当時、委員限りになっているものを後に委員限りを外しているかどうかということも含めて確認をしたんですけど、なかったんです。なので、もし、どうしても必要なんだったら、新たに資料要求をまたされているんですよ。いわゆる委員限り、当時、委員限りであったものを外すんじゃなくて、新たに資料要求をする。例えば、先ほどおっしゃったとおり、この部分だけはせめて公開するべきじゃないかというのがあったら、その部分をまた資料要求するとか、そういう意味です。

小枝委員。

○小枝委員 とにかく前に進めないといけないから、今の委員長のおっしゃっていることは、少し経験知を踏まえているようでどうかなというふうには思うんですけど、改めて今の段階で二つ、令和6年3月31日付の報告書という、名前は違うんですよ、違う名前でも正確に言ったほうがいいのか。えーとね……

○小野委員長 でも、これは、一つお伺いしますけれども、700万かけているんだから、これは表に出すべきだということで、その必要……

○小枝委員 最初は600万。

○小野委員長 うん。その必要性についてということについて、ちょっと確認したいんで

すけれども……

○小枝委員 今、私、発言します。

○小野委員長 お願いします。はい。

○小枝委員 すみません。令和6年3月31日付入札不正行為の再発防止対策等の調査等業務に関する書面という、これは野々上弁護士1人で出している体裁になっているものです。あと、もう一つが、入札不正行為の再発防止対策等の調査報告（令和6年度）というのが、同じ年の7月17日付で出されています。この二つについては、最終、7月31日の区発表の報告書の裏づけになっているものですので、これ自体は、一つは、情報公開すれば、誰が提出しても、一定のマスキングはするにしても公開されるものですから、資料として出して、公開資料として出していただきたい。

それと、これに付随する契約の仕様書というのがあるんですね。何を求めて報告されたとかという、それぞれあるので、それも含めて出していただければ、開かれた議会と公開性高いやり取りということになると思いますので、改めましてお願いいたします。

○小野委員長 はい。暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時41分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

小枝委員。

○小枝委員 先ほど野々上弁護士の二つの2通の報告書について情報公開されていることでもあるんだから、公開してくださいということで申し上げました。それについて、ちょっと何か疑義があるということなんで、それについては当局の考え方を言っていただきたいと思います。

○小野委員長 当局というのは。当局というのは……

○小枝委員 区側の。

○小野委員長 区側。

○小枝委員 区の、何というか、慣例上の。

○小野委員長 じゃあ、本件について、まずは、ちょっと議事的にどうかというので。

区議会事務局長。

○夏目区議会事務局長 これまでの委員限りの資料を委員限りを外すということで、その結果、区議会のホームページで資料が誰でも見られるということになりますので、そういう前提になるというところで、ちょっと注意点について、私のほうからご説明をしたいと思います。

情報公開請求で公開、開示されたこと、イコール、自由利用が全く可能になるということではないという認識です。例えば、区が委託をして、事業者、あるいは、今回で言う弁護士ですが、業務の報告書を作った場合に、その報告書に著作権が作成者に残っている場合には、やはりそれを自由に公開して著作権を侵害するということについては注意が必要になります。ですので、もし委員限りを外して、それが区議会のホームページに載かって、誰でも見られるということが前提になるのであれば、そこについての判断は慎重にすべきかなというふうに考えております。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そういうことであればなんですけれども、私は、そういうふうな考えを聞いたのは極めて初めてのことなんですけれども、この件に関しては、広げないで、この件に関しては、どうしたらいいかという、やはり著作権を持つ人に確認をすることだと思っているんです。それは、私自身は、私が気に入るか、気に入らないかというのは全然別にして、淡々と事務的に物事を進めていったほうがいいんじゃないかなと思っているんです。つまり、仕様書に区民の税金で700万払ったものについて、当然公開すべきものを公開してよろしいですかということが前提になっていないこと自体が契約者の落ち度だとは思いますが、ある意味、言わなくてもそういうもんだということだったのかもしれないし、ただ、今のような答弁を頂いてしまうと、やはり当事者、著作権を持つ当事者がいいよと言わない限りは、これは解除されないということになってしまうので、そのところは、もう1か月以上前に言っていることなから……

○小野委員長 うん。そうですね。

○小枝委員 本当はそういうことを終えてここに来てくれるとありがたいんですけど、またもったいない時間を過ごしてしまうけれども、やはり、ここは当事者主義でやったほうがいいのかなと思うので、ぜひご確認いただいて、駄目なら、私の著作権だから駄目ですと言ってくだされれば、いいんじゃないかというふうに判断します。

○小野委員長 はい。こちらについては、議会用の資料ではなくて、執行機関側の資料になりますので、そもそもそれが可能かどうかということも含めて、一旦ご答弁いただけますか。

○吉田総務課長 この資料がインターネット等で公表可能かどうかにつきましては、作成した弁護士に確認しますので、少々お時間いただければと思います。よろしいですか。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 確認してください。

あと、その、何というんですか、本来の一般論という問題よりも、今回の最終報告書のところに、4ページにも書いてあるとおり、結局は、2020年以前にはそのようなことはなかったというふうにヒアリング結果が出ている。そして、また上司からの指示もなかった。確かにヒアリングはそう書いてあるんですよ。それを基に、これは区の見解ですかと以前聞いたときに、当時の総務課長は、区の見解ですと答えているんですよ。つまり、何かといったら、このヒアリング結果というものを重要視しているわけですよ。ということからしたときに、何でかといったら、いや、このヒアリングの結果と、また確定記録の話はするつもりないんですよ、確定記録が普通出てくれば、供述調書だから、それも押印、場合によっては記名捺印していますから、そっちのほうが信憑性が高いだろうと言っているけど、いや、そうじゃありませんということだったんで、じゃあ、それはやっぱり真摯に執行機関の話を聞こうと思って全部見ていったら、確かにヒアリングのところについては、我々は、弁護士、両弁護士ですよ、職員のヒアリングしか聞いていませんと。その中での判断ですと言っているから、そうしたら、それは違いうだろうと。もしそうであっても、そういうような留保する、つまり保留する、ペンディングするということまで書かれていて、そうしたら、どこかにその文面がなくちゃいけないんですよ。それが最終報告書にないから、これについては重大な、大きな、何というんですかね、変更点、今までとは分からない、違うことが分かったことだから、これについては、今までのルールもあるでし

よう。けども、ここの内容、この成果物というのは、最終報告書に多大な相関が高いから、これについては明確に区民に提示すべきではないかということなんです。だから、そのこのところについて、含めて、ちょっと、もう一度ご回答いただきたいと思います。

○村木政策経営部長 ただいまの弁護士からの報告書、こちらに記載されている留保という文言、こちらについてのお話等々ございました。これについては、本会議場でも申し上げたとおり、その時点で可能な範囲で調査をしてもらうという、ごくごく当然のことを書いたものというふうに認識しておりますので、我々の報告書につきましても、これも我々は再三申し上げておりますが、警察ではございませんし、そういった強制的な捜査能力はございませんので、その中で可能な範囲で調査を尽くして、その結果、報告書にございますように、確認できなかったと。そういうことでございますので、それを前提にこの報告書を作成したものであって、これが不十分というふうには考えてございません。

○はやお委員 はい。じゃあ、この件、さっきの——じゃあ、いい、次の、次の。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、分かりました。私、本会議でもそんな話を繰り返し答弁されたから、カラスは白いと言われたら、もう、白と言うしかないでしょうねという答弁としか、私は受け止められなかったんですよ。でも、それはそれでいいです。今後明らかになるだろうし、もしくは、例えば、退職金返還請求で司法の場で争うことになってくれば、その中でもまた明らかになってくる。もう何かといったら、こうなってしまったら、執行機関と我々の議事機関、議決機関との、組織的決定ではないですよ、私は一員としておかしいと言っているのと、これだけ擦れ違っていたら、これ以上はもう司法の場でやるしかないだろうと思います。

で、あと、もう一つあるのは、今回、これだけ重要な最終報告書を、ここのところを見ると、最終報告書のところを見ますと、23ページですよ。ここで分かるように、7月17日にこの入札の不正行為等に関する検討会があったと。ここの17日に最終報告書ができています。それで、その約1週間弱ぐらいなところで、23日にもう一回やっている。で、検討報告書を、その、またさらに1週間の後に最終報告書をプレスリリースしている。ここで普通に考えると、あまりにも拙速に整理されたんじゃないんですかといったときに、でも、たしか、部長の答弁は、以前からのものが積み上がってきたから、ある程度パラレルに整理されているんですよというような答弁があったんで、じゃあ、そのこのところについては、もう少し明確に分かりやすく、あんな口頭じゃなくて、俺は紙ベースで来ると思いましたよ。どういうふうにこれが整理されていったのかというのがあってしかるべきじゃないんですかということ。だって、あまりにも拙速だもん。半月ぐらいでこんな最終報告書が出来上がるなんていうのは、普通考えられないです。だから、場合によっては、結論ありきというふうに思われたってしょうがないわけですよ。なぜかといったら、その前の年の10月10日ぐらいからいろいろ問い合わせしているから。そしたら、区側の立場で整理しようというふうに考えていたんじゃないかと思っちゃうんですよ。

で、幾ら刑事確定記録に書いてあるように、元副区長が何のためにこの情報提供したかといったら、議会を円滑にするためと書いてある、に近いことが書いてあるわけですよ。そういう事実から考えたときに、じゃあ、どっちが本当なのか分からないわけですよ。でも、私は、刑事確定記録というのは、かなり信憑性が高い中でやったときに、それを認め

ないということであれば、どういうことなのか。それは、最終的にこれを白黒つけようなんて思っているだけじゃないんです。こういうことが二度と起こらないために、職員の方々が本当に伸び伸びと明るく仕事ができるようにどういうふうにするかということ、我々議会のほうとしては考えたい。それは何かといったら、原因だとか現状だとか事実確認がしっかりしてなければ、対策が取れないわけです。

現実には、公益通報の内規について、去年の5月につくりながら、1回も執行機関に説明もなかったわけです。つまり、本当にやる気があるの、ということなんです。その中で書いてあるのは、元政策経営部長も関与するようなことがあったらどうするんだ、今回はその事例もあるじゃないかと言ったら、あ、そうですねという内容だったわけよ。ということは何かといったら、本気で今回の問題、課題を整理していないから、付け焼き刃的に、例えば、今回の公益通報に対する内規も、表面的な感じになっちゃうんです。だから——でも、言ってくれましたよ、政策経営部長は。いや、これは、もう直接、場合によっては弁護士に相談できる体制をつくることを検討したいと、そこは言ってくれましたよ。でも、そういう、（発言する者あり）言ったよ、言ったよ。いや、だから、それは議事録を見てもらえば分かる。だから、それは、法律家にやってやろうと。でも、直接やらなくちゃ駄目なんです、こういう問題になったとき。

だから、そういうことがあるけれども、もう一度言います。この17日、たった半月だけでできたということに関しての、やはり、その前もあるというのであれば、その経緯・経過も含めて、この意思形成過程をどう整理したのかが分からなければ、急過ぎるんですよ、あまりにも。だから、そこを説明してくれと前回言っているにもかかわらず、口頭でちょろちょろと。僕は、そんな簡単なもの——資料提出だと思いますよ。お答えください。

○吉田総務課長 調査を委託した弁護士の報告書は6年の7月17日に出ているかと思えます。で、この報告書が提出される以前から、調査を委託した弁護士とのメールや電話でのやり取り等を含めて相談にに応じていただきながら、報告書を段階的に取りまとめてきた経緯がございます。したがって、区としては、その検討結果を整理した最終的な報告書をご覧ください。基本になるのかなと考えておるところであり、個々のやり取りの内容について詳細にご説明することは、現時点で考えていないというところがございます。

○はやお委員 だから、結局、僕は、もう最終的に刑事確定記録によって、ここが出てきたら、もうそこがもう前提、既知だと思っていたわけです。でも、そうはいかないという話になったから、じゃあ、さあ、どうするんですかと話をしたときに、何でそれが疑問視、思うかといったら、公判中のことなんです。元議長の弁護人が何と言ったかといったら、僕、すごく電話がかかってきましたよ。それは何かといったら、元議長の対立するはやお恭一さんに相談した元幹部の人に対してどう思いますかと、その弁護士は質問しているんですよ。もし、それが来たら、その答弁、弁護人が言ったときに、元議長は、いや、もう大変申し訳なかったことだ、そういうことをやらせてしまったことは申し訳なかったことだと答えている。ということは何かといったら、不自然なんです、公判のときの質問が。僕は一斉に電話がかかってきましたよ。はやおさん、何、いろいろ相談を受けていたのというふうに言われましたよ。ということは何かといったら、場合によっては、連携していたら、このところについて、この資料を整理するためのキーワードだとか何かを

入れているんじゃないかと思っちゃうわけですよ。だって、不自然だもん。私の名前なんか出てくる意味が全くないんだもん。それを、そういうふうに公判中の——でも、それも書いてありましたよ、確定記録の中にも。だから、そういうふうに希有な動きがすごく多いから、だったら、ね、このときについては、公判中の言葉をこういうふうに採用しました、ここについてはこういうふうにしましたということがあってしかるべきだと思う。2週間じゃ整理なんかできないから。だから、当然、前からやっていたでしょ。場合によっては、あんまり前過ぎたら、結論ありきだったんじゃないのというのが当たり前の話だから。もっとももっとこういうのは最終精査してやっていかなくちゃいけないのに、何か一部のものは公判の内容を使い、一部のところは、いえいえいえ、そんなのは関係ないからと使わないと。取捨選択が非常に恣意的なんですよ、今回の最終報告書が。だから、その経緯・経過を整理してくれと言ったつもりでいたのが、いや、それについては、それ以上詳細なことはできない。これはキーポイントですから、今後の。この最終報告書を作ったときの経緯・経過、意思形成過程。だから、このことを分かりやすく整理してくれませんかと言ったんですけど、一応検討してみますということで言われて、報告ができないということの認識なのかどうかということをお答えください。

いや、僕はね、それをね、やらなかったらね、この最終報告書については、非常に問題があると思いますよ。お答えください。

○小野委員長 でも、この最終報告書って、今、はやお委員がおっしゃったようなことも盛り込まれているかなとは思うんですけどね。例えば、その……

○はやお委員 いや、盛り込まれていないと言っているんじゃないくて、そういうふうな——はい。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 そういうことについて言うということは、ヒアリングで不十分だったんじゃないんですかということをお願いわけ。つまり、何かと云うならば、当然のごとく、元幹部職員に対して、あなたは、ね、はやおさんに相談したんじゃないんですかということを確認したのかどうかということですよ。確認していないんじゃないかと思っているわけですよ。そういうことをするということはね。あえてする必要がない。だから、つまり、何かと云うたら、組立てが決まって、刑事ドラマを見るわけじゃないけども、ストーリーが決まっているんですよ。例えば、議員——分らないですよ。これは推測ですよ。あくまでも、議会のほうのパワーハラスメント。で、2020年以前はなかった。でも、実際あったわけですよ。あったということについては、ちゃんと供述で副区長は言っているんですから。前の契約課長とは、私は直接やっていると言っているんですから。それと、あと、その前の××さんの——あ、ごめん、ちょっとペケペケね。元議長の公判中の中でも、私は15年前か、10年から15年前から知っておりましたという、裁判官のほうの——これは何度も言っていますよ、裁判官のほうの質問に対して答えているんですから。そういうところからしたときに、一部のところだけを見ていて、これは本当に総合的にどうやって整理していたのかというのが分からないということをおっしゃっているんですよ。

だから、そこまで正しいというんだったら、このヒアリングの形成過程をもっと明確に、いつどこで、僕なんかだったら、ICレコーダーで多分チェックしているはずですから、それも見せてもらいたいぐらいですよ、ヒアリングの。そのぐらいに厳しい話ですよ。



それで違うということであつたならば、さっき違うんじゃないですかといったら、いや、議会、委員会としては参考人として呼ばなくちゃいけないんですよ、元副区長、元議長、元幹部。それを全部聞いて、だって、我々が今度は検証しなくちゃいけないということですよ。だって、誰、何が正しいか分からないんだから。

○小野委員長 でも、呼んで、その発言が正しいと言えますか。

○はやお委員 いや、だから、それを最後判断しなくちゃいけないのは、聞かなくちゃ分からないでしょという話になったら、そういうことになりますよねということを言っているわけ。だってさ、一番、最小単位というか、信頼性の最小単位は、僕は刑事確定記録だと思いますよ。

○小野委員長 あ、そう。刑事……

○はやお委員 だから、僕は、そこからしたら、そこが揺るがないもんだと思っているから、何でそれを言ったかといったら、あえて参考人として呼ぶことが、それが痛いから言わなかっただけですよ。だけど、いろいろ話が出てくるじゃないですか。はやおは、何だか……

○小野委員長 そうそう。

○はやお委員 つながりがあつたんじゃない。それを確認するということであれば、それを呼ぶしかないんですよ。

○小野委員長 いや。その確認じゃなくても、未はもう副区長——この取扱い事項は二つじゃないですか。もうこの二つなので、そこまで話が広がるのはしょうがない。もうこれだけ確定記録が幅広く一応持ってきていますので。なんですけれども、確定記録を見て、それが正しいというふうな話で物事を進められるわけでもないですよ。（発言する者あり）いや、だけど、そう言うと、先ほどの件も、（発言する者あり）いや、だって、先ほどの、ちょっと話がずれるけど、ほら、刷新の話が出てきちゃいましたけれども、それも、書いてあることとはやお委員の主張は違うけど、私は、はやお委員がそう言っているんだったら、ああ、そうなのかなと。（発言する者あり）書いてあることは違うことが書いてあるよ。

はやお委員。

○はやお委員 確定記録には間違いなくそのとおり書いてありますよ。だって、刷新のところで言って、それでいろいろ区政のことについての問題を話し合っていましたということについては、それは俺は否定していません。否定していない、否定していない。

○小野委員長 でも、はやお委員が中心となっていてできていると書いてあるわけ。

○はやお委員 そこは中心じゃないです。

○小野委員長 そこは違うでしょ。

○はやお委員 いや、そこは違います。だから……

○小野委員長 そうそう。だから、そこよ。

○はやお委員 だから、一番最初のスタートのところは違う。

○小野委員長 そう。

○はやお委員 だから、それで分からないというのなら呼べばいいんですよ。

○小野委員長 いやいや、だから、そこも含めて、どちらが正しいとかということをこの場で言う話じゃないんじゃないのという、そういう意味で言っているわけです。（発言す

る者あり）

白川委員。戻ったけど、しょうがない。

○白川委員 あ、はっきりとね、はやおさんが中心となつてと書かれていて、これは確定記録の文章なわけですよ。で、それが違うというんだったら、この確定記録は正しくない部分があるということですよ。

○小野委員長 それは、ちょっと私が……

○白川委員 ランダムに1個取ったところが違うとおっしゃるんだったら、確定記録を証拠にするというのはおかしいという話じゃないですか。おっしゃっていることが矛盾だらけですよ。

○小野委員長 はい。ありがとうございます、白川委員。

なので、何が言いたいかというと、いろんなところでびっちり三つとも合っているものもあるかもしれない。3人とも言っていることが合っていることがあるかもしれないし、また、ちょっとずつ認識が違うものもあるかもしれない中で、これが正しくて、それが全て基になるんだという話になっちゃうと、非常に難しくなるわけですよ。ですので、これは、あくまで参考として、未の部分を確認しようということではありますので。

○はやお委員 だから、私も、確定記録については、様々皆さんの角度によって見方があるでしょう。だからこそ、例えば、上司からの指示があったとかなかったとか、2020年前にあったとかなかったとかというのは、多角的に総合的に判断する必要がある。で、刑事確定記録をまず上司からの指示があったか、なかったかということに関しては、例えば、私は指示しましたよ、でも、直接やれとは言わなかったですよと、元副区長は言っている。そして、元議長は、副区長は忙しくなるから、なるから、直接やってくれというふうに俺は言われていたと言っている刑事確定記録がある。そして、当然のごとく、元幹部のほうは、言われたからやった。その共通性は、上からの指示があったということになるでしょということを言っているわけ。で、それと、2020年前の問題については、私は、直接、元副区長は、結局は、僕は指示していて確認していましたよと書いてあるんですよ。それに、そこだけじゃなくて、公判中も裁判官が言っている。だから、つまり、幾つかの証言を多角的に見て、この2点についてはおかしいんじゃないかと言っただけ。で、確かに、確かに元幹部職員はそのグループLINEのことを言っています。けども、1人だけのことなんですよ。だから、そうしたら、確認をしなくちゃいけないでしょ。でも、そこで何を言っているかということ、複数のいろいろな意見の共通項を見たときに、上司からの指示があったか、なかったか、あったんじゃないんですか。そして、2020年前はやっていたんじゃないんですかということをお願いしたいわけ。で、そのところは、何といったら、多角的に見て、複数の意見がそこは共通項だねということでは言っただけでいいわけ。そこを整理してください。

○小野委員長 はい。それから……

○白川委員 はい。

○小野委員長 ちょっとお待ちいただけますか、白川委員。

それから、もう一つ、量刑の理由を見ると、当然のことながら、上司からの指示命令や共犯者である区議からの依頼があつてという一文が入っているわけじゃないですか。入っていますよね。ですから、上司からの指示命令がなかったということは当然書いていない

わけですから。そこも……（発言する者あり）

はやお委員。

○はやお委員 その話をすると、量刑に書いてあるでしょと話をしたときに、我々は、執行側のほうとしては、判決の内容がメインですよと。あくまでも、ここのことについては、判決として有罪になったんだから、量刑で幾ら書いたって、そのところについては——ちょっと答弁もらったっていいと思いますけど、言っているだけに、そこは認めていないんですよ、行政サイドは。

○小野委員長 これは具体的なところじゃないですか。それ自体は、これ自体は、もう当然受け止めているわけですから、全員が知っていることだし。ですから、ただ、そこに、そこから先よ。

○はやお委員 そこを、議論を今までしてきたときに……

○小野委員長 そう。

○はやお委員 もう一回、そのところ、どういうふうに量刑についてやるのか、答えてよ。

○小野委員長 量刑はそのままだから。

○はやお委員 だから、そういう話を、まだ委員長がよく理解されていない。

○小野委員長 いやいや、いやいや。もう何回も聞いているからいいんですけども、もう量刑に書いてあるものは、もう私たちの中では皆さん認識していることだし、ここに書いてあることを読めば、まず、このままだと思うんですよ。

○はやお委員 上司からの指示があったというふうに認識しているんだったら、認識しているんだたらば、ないということに関しての検討報告書を訂正しなくちゃいけないんじゃないんですかということを行っているわけ、今まで。

○小野委員長 ない……

○はやお委員 だから、そうすると、認めていると言ったら、認めているんだたらば変えなくちゃいけないでしょという論理になっちゃうから、立場的にはそっちは駄目ですよ。うちのほうとしては、両論併記にしましょうねというぐらいまでになっているんだから、そんな、上司からの指示があったって、だって、そうじゃないという人もいるんだから、この委員会の中では。

○小野委員長 具体的に関与したと認め得る事実は確認できなかったという、この一言があるわけじゃないですか、報告書の中ですよ、区から出されている。「具体的に関与した」というこの一言が入っているので、当然認めた上で、ただ、具体的に関与したと認める事実は確認できなかったというところですよ。ね。というところがあるので……

○はやお委員 はい。はい。行きますよ、行きますよ。もう一回……

○小野委員長 すみません、ちょっとこの件……

○はやお委員 行きますよ。あのね、これは、もうほんと悪いけど、委員長が本当に読み込んでやらなかったら議事整理できませんよ、これ。すごい複雑ですから。で、結局は…

○小野委員長 でも、これのことを言っているんですよ、はやお委員は。ここの……

○はやお委員 それはそうですよ。もともとはそうですよ。だから、ここのところについて、今回、今言ったように、量刑のところで認めているのか、認めていないのかといった

ときに、認めていないと言っているわけですから。それで、我々のところからしたときには……

○小野委員長 ジャあ、そこはちょっと答弁して……

○はやお委員 そうそうそう。そうしてもらえ。

○村木政策経営部長 これについて、またお叱りを受けるかもしれませんが……

○小野委員長 ごめんなさいね。

○村木政策経営部長 再三申し上げておりますように、こちらの判決については、我々の理解としては、罪となるべき事実のほうには、一切、元副区長の関与に関する具体的な事実がなかったということが1点。それから、2点目といたしまして、この指示命令、具体的に何が指示命令であったのかという具体的な事実について、全くない。しかも、それが、その後に続く文言で見ると、考慮するに値しないと。そういう言い方をしているわけです。もし本当にその罪となるような犯罪に関与したということならば、裁判所がそれを考慮するに値しないなどということ言うはずがないというのが第2点目。第3点目といたしましては、もし、そのようなものであるならば、これは今回の判決の中では、被告人の罪の重大さを指摘するパラグラフで書かれているわけですけど、本来、今、上司の命令で仕方なくやったのなら、むしろ、その後の執行猶予につながる情状のほうに書かれるべきだというのが、これが第3点。それから、4点目といたしましては、警察としては捜査を尽くした上で、元副区長については書類送致すらしなかった。その事実、これらをもって、我々としては、これがはやお委員の指摘するような、そういったものではないというふうに考えておりまして、上司の関与というのについては、例えば、上司として一般的に部下に命令するでしょうから、その中で不適切な、言い方としてはちょっとなんですけど、×ちゃんと——あ、×ちゃんじゃない、言い方はちょっとなんですけど、議員さんとはうまくやっていてよみたい漠然としたものを言って、それが誤解されたとか、そういったこと、あるいは被告人はそういうこと言っているけどと、被告人の意も酌んだ上でこういった記述をしたのかとか、そういった意味であるというふうに理解しているところでございます。

○小野委員長 はい。じゃあ、これについて……

○小枝委員 関連。

○白川委員 関連。

○小野委員長 はやお委員。あ、じゃあ、ちょっと一旦、まず、はやお委員のだったので、はやお委員の後、その後、白川委員……

○はやお委員 それは、そう言っていましたよねということ。だから、それは分かりました。だから、何かといったらば、さっきも言ったように、罪となるところに書いていないからということだったんですね。でも、量刑を決めるとき、そうだったという話があって、そして、最終報告書に認め得るとまた委員長がおっしゃっていたけど、認め得る事実はないですよ。だって、ヒアリングのところは、7月17日時点では刑事確定記録を見ていないんだから。でも、具体的に書いてあるんです。それを読みましたか。

○小野委員長 いや、もちろん……

○はやお委員 あれですよ。

○小野委員長 読んだ上で……

○はやお委員 あれですよ。

○小野委員長 ×さんの。×さんの。×さんと……

○はやお委員 ×さんのじゃなくて、あれですよ、元副区長のあれ、具体的に書いてありますよ。だから、その点について、それを見たら、どう思うんですか。それで、僕はそれを分かった上で、これを——それも分からない上でやったのかなと思ったら、ちゃんと書いてあるわけですよ、留保すると。そういう情報については入っていませんよ。あくまでも、職員だけのヒアリングだけでつくりましたよと書いてあるわけですよ。だったら、変えなくちゃいけないということになる。でも、そしたら、また留保の考え方が新しい見解を出してくるから、もうこれはどうしようもないと思っているわけですよ。だから、このところについて、こういうふうに言って、認め得る事実がないといったって、認められる事実として詳細なものは間違いなく三人三様のところからしたら出ているんですから。だから、そこをどうやって読み取るんですかということなんだよ。ということで、よく分かりました。

それに加えて、加えてですよ、ちょっと話が広がっちゃうかもしれないけど、結局は、僕は返還請求のことを言うつもりはないですよ。でも、結局は閲覧しているわけですよ。それでいながら、そこの閲覧のところの理由として、たとえ上司からの指示があろうとをもって、全く同じ量刑の言葉を入れているわけですよ。つまり、何かといったらば、閲覧をした上で、その言葉を入れているわけです。だから、そういう言葉になるということで、僕は、逆に言ったら、閲覧したからああなったんですよ。普通は、でも、あそこの言葉なんて、量刑の言葉なんて入れないはずですよ。というところからしたときに、区の行政の対応というのは二面性があるんじゃないんですかと、ずっと言い続けているんです。ちょっとその辺のところ——だから、そこの整理をきちっとしていただかないと、堂々巡りになっちゃうんですよ。お答えください。

○小野委員長 もう、これで分かる。分かりますでしょう。どうですか。ほかの方、ご意見。（発言する者あり）ああ、失礼。白川委員。

○白川委員 この件については、確かに×——すみません。元区議の「会え」という指示はあったけれども、違法性のあるそれをそそのかすような指示はなかったと一遍整理しているんですよ。何でまた蒸し返して、この話をするんですか。

○はやお委員 だって、書いてある。

○小野委員長 それは、私がちょっとその話——まさにそこの点を確認しに行くための刑事確定記録だったので、それを確認して読んで、あ、やっぱり細かく「何を伝えろ」、「あれを漏らせ」、「私を経由しろ」とか、いろいろ書いてありましたけれども、漏らせとか、そういう細かいことはなかったんだというのは、私は確認したんですけど。（発言する者多数あり）

○白川委員 毎日新聞の報道でこの件を詳しく書いてあって、要するに、あしらってくれという内容で書かれているわけですよ。うまくちょっとやり過ごしてねというふうな指示があったんだよという内容で、今、ちょっと検索したら——あ、ありました。「元区議さんに何か聞かれたら、差し障りのない範囲で教えてあげてと頼まれた」という言葉が出ているんですよ。（発言する者あり）うん。

○小野委員長 それは今の報道……

○白川委員 だから、これはもう整理がついているので、この件に関して蒸し返す必要はないと思いますんで、それを整理してください。

○小野委員長 はい。そうですね。

小枝委員。

○小枝委員 今、認識論で一致していないということだと思うんですが、先ほどの論点チェックリストの中に、区の方考え方というのは、これで言うと、何ページ目になるのかな、2という項目の中の一つ下の部分にもう書いてあるわけです、答弁ということで。裁判所の被告人の証言は偽証に問われないため。あくまで量刑理由に書かれているものは、本人がそのように述べたが、斟酌する余地はないと結論づけているので、事実ではないという認識というふうに書いている。これが区の認識であるということは、私自身も、はやお委員が言われるように全く認めがたい内容だと思うんですけども、ただ、そこについては、今、非常に重要だと思うのは、先ほどの一定の留保に対する認識もそうなんですけど、千代田区と野々上弁護士と、つまり専門家として依頼した方との間で一致しているのかということ是非常に重要だと思っているんです。もし一致しているのであれば、これは、問題はまた別のところにも出てくるわけなので。要するに、弁護士そのものの問題というのが出てくるんですよ。本当に弁護士が司法のこういうバッジをかけて、そういうことが量刑理由に書かれていて、かつ、ご本人は分かっているから、一定の留保と書いているんだけど、一定の留保そのものも、この文章を読めば、ちゃんと刑事訴訟法上の捜査資料、証拠にアクセスできないからと書いてあるけど、でも、区のほうに言うと、また擦れ違ったことを言う。その擦れ違い、擦れ違いで時を過ごすのは、お互いにとってとてもよくないことだと思うので、ここはそのための専門家の委員さんでいらっしゃるわけだから、千代田区と野々上弁護士との間で一致をしているんだということはやっぱり確認をしていただきたい。非常に法的に重要な論点ですので、ここでボールを投げ合うだけでは非常に不毛なんじゃないかというふうに思うので、そのところが一致しているのであれば、正しいか、間違っているかは別にして、公式的な見解としては、一つ、これは完結してしまうので、私たちが納得するか、しないかという問題ではなくなってくるから、そこはめり張りをつけていただきたい。それはそういうことで大丈夫ですよ。

○村木政策経営部長 それについては、前回もご答弁したとおりでございます。こちらの、何だっけ、上司の指示命令があったにせよという量刑中にある文言については、区が委託した弁護士のほうからそういった意見を頂きまして、我々としてはご答弁申し上げているところでございますし、また、報告書の内容につきましても、確認の上でご答弁さしあげているところでございます。

○小枝委員 であれば、完結しちゃうわけですよ。ただ、ここの場だけで言っているだけだと、相手様に対してもご迷惑がかかってはいけないので、先ほど、一つ宿題で言われたこともあるから、加えて、何のための専門家委員なのかということになるから、700万円払っての質的な担保として、やはり専門家が弁護士のバッジをかけて、これは区と共にこれを結論づけたんだと。この一定の留保については、決して、何ですか、今後の再発防止についての不十分さ、権限がない中の不十分さを言っているのであって、事実認定について不十分さを述べているのではないということ、やっぱり確定——私は一つ一つめり張りをつけるべきだと思うんですよ。もう空中戦をやっても、この中では分からないこと

だらけなので、だから、野々上弁護士が専門家委員として、それはもうバッジをかけて、そうおっしゃるなら、それは一つの結論だから、でも、司法の場というのは、そうではない部分もあるから、それはそれで別の問題として私は対処することが出てくるとは思っているけれども、ごまかしはいけない、やっぱり。ちゃんとめり張りをつけて確定をしていく。区もそう思っています。専門家委員もそう思っています。弁護士もそう思っています。だから、これで問題ないんですということを記録として確定してもらいたいですよ。

○小野委員長 記録として確定というのは、この報告書がということですよ、今おっしゃっているのは。全ての報告書を含めて、これで問題ないんだということをとということですよね。

○小枝委員 私が今、一つの引き合いに出して言ったのは、一定の留保というところですね。弁護士の直の報告書の中には、また何度も読み上げるとね……

○小野委員長 あ、いいです。

○小枝委員 皆さん嫌な顔をするかなと思って言わなかったんだけど、かなり具体的に書いているわけです。この、区の報告書、公開された報告書、つまり、イとなっていて、区が委託した弁護士によるヒアリング調査結果にある事実認定について、一定の留保、調査資料の制約というふうに述べていると。それはどういうことかということ、警視庁及び東京地方検察庁検察官が刑事訴訟法に基づき実施した捜査により収集された証拠そのものにアクセスする権限がない上、事業者等の区外関係者への直接の事実確認は行えていないという、こういう理由、この上記の制約に基づく一定の留保を付した上でというふうに書いてある。この前置きというのが非常に重要だよという、それは、もう私からすれば、普通に日本語として読めば、弁護士さんはよくよく分かっている、刑事確定記録、そうした証拠に当たれば、ちょっと状況が変わってくる、この報告書に書いたことと違ってくる可能性もありますよということを、ある意味、自分を逃がしてあげているように見えるんですね。だけれども、区はそうではないと言って、いや、もうそんなことの考えではないというふうにおっしゃるならば、野々上弁護士も同じお考えでいらっしゃるんですね。イエスか、ノーかで確認してください。ここだけで言い逃れては、また戻るからね、駄目。はっきりとさせてください。でも、もう既に確認済みだから、もう何度もやらなくても、確認しているんですよというなら、それで結構ですよ。

○小野委員長 先ほどと同じ、先ほどの答弁どおりということによろしいですか。（発言する者あり）ということです。

白川委員。

○白川委員 今のお話なんですが、前提として、フルアクセスできないからという前提をつけるのは当たり前であって、そのときの状況を説明しているだけですよ。その後の、じゃあ、見たら意見が変わるかどうかのというのは小枝さんの個人的な感想なので、ここで論じるようなことではないです。（発言する者あり）いやいやいや。ね、個人的な感想じゃないですか、それって。

○小枝委員 はい。

○白川委員 うん。それを問うて、それを問うことに意味がありますか。

○小枝委員 大事なことなんです。

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 皆さん、多分、白川委員もご覧になっていないと思うんですけど、非常にここは重要なことなんです。つまり、専門家が司法のバッジをかけて、そういう判断がこの刑事確定記録の証拠を基にも言えるのかということになってくると、要するに、先生の名誉に関わってしまうので、行政の中はこれどうやむやとなるかもしれないけれども、先生が本当に専門性を持ちながら、そんなことを言っているとしたら、先生自身が苦しいことになってしまうということを認識されているから、刑事訴訟法上の証拠にアクセスできないことによる限界性については皆さん了解してくださいねと、区民に向かってこれを行っているわけですよ。一方で、区のほうは、いや、これは著作権があるから公開できないと、こういうふうになっているとすると、結局はまた密室の中で非常におかしなことをやっているなど区民は思いますよということが1点。

それから、じゃあ、野々上弁護士と千代田区がどういう契約をしたんですかということですがさっきの仕様書の話なんだけれども、何を依頼したかということ、発生要因を明らかにすると書いてあるんですよ。発生要因って何かということなんですよ。つまり、この事件の始まりとなったことは何なんですかと。そこが明らかにならないと、抜本的対策を講じることができないから、これは当たり前誰でもそう思いますよね。だから、発生要因は何なのかと言っているわけなので、そこに対する答えというのは、上司からの指示命令があったということが三者三様イコール言っているということについて、何度も私は言っているけれども、それでもいいんだという、行政のやっていることでいいんだという、それでいいんだったら、私は、それは、議員が議員の一つの政治生命をかけて、そうしたらいいと思うんですよ。つまり、だから、私は、最終的にこれは両論併記にしていっていいと思いますよ、はっきり言って。私はそう思っています。今日、文案も持ってきています。やっぱり委員長文案ぐらい出てくるのかなと思ったけれども……

○小野委員長 いや、まだ。まだです。

○小枝委員 やっぱりちゃんと出し合って、何というのかな、めり張りをつけていくということをしないと、これは区民から笑われてしまうことだし、時間だけかかってしまうということは、私は非常によろしくないというふうに思うので、そういう意味で申し上げます。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 私はね、ずっと同じことをやっていることに対して、非常に憤りを感じているんですよ。ずっと元副区長から元部長に指示があったかどうか、延々とやっていますよね。この会というのは、あくまであっせん収賄を今後いかに再発させないかという委員会であるはずで、一番大事なことを全然論じていないじゃないですか。あっせん収賄の話をしましたか、これまで。議員が、もう一回、こういうことをやらないようにする。

○小枝委員 何が発生要因だと思いますか。

○白川委員 あの、あのね、そんな簡単に、今——あ、まあ、いいよ。

○小野委員長 うん。

○白川委員 それで、結局ね、そうやって一番大事な話をできなくしちゃっているんですよ、同じことを延々とやって。これね、有罪になった人の証言を基に、これが証拠だと言ったらおかしな話になるでしょう。だって、いろんな証言の下に、最終的にここのア証言のここは取れない、この証言のここは取れないと裁判官が全てを見て判断したものじゃな



いですか。だから、それは尊重すべきものでしょう。なのに、我々がまたその一部を取って、こう言っている、こう言っている、こう言っているといったら、それは裁判をやっているのと同じじゃないですか。しかも、裁判官みたいに全部は見えていないわけですよ。その中で、こんなことを延々と繰り返すことに何の意味があるんですか。私は、もうここでやめるべきだと思います、こういう話は。どうやって再発しないか、防ぐかということ話し合うべきだと思います。

○小野委員長 はい。と、まあ……

○小枝委員 私は……

○小野委員長 ちょっとお待ちください。

いや。まず……

○小枝委員 提案しています。

○小野委員長 うん。提案、そうです。ちょっとこの後聞きます。

そもそもが、今回は、議員と、それから、企業側のいろんな癒着の体系とか、それから、今回の報告書にもありますけれども、やっぱり議会对應に当たる幹部職員としてというくだりから始まるような、ヒアリングから判明した事項ですけど、そういうところを見れば分かりますけれども、やっぱりいろんなことがあったんですけど、基本は、議員からの働きかけがないのに、これが起きるということはまずないはずなわけですよ。そこは、一旦ちょっと全員が多分同じだと思うんです。議員が何にも言わないのに、職員側から、いや、いい情報がありますよと持ちかけるということはないじゃないですか。まずは、それは議員側からこういう何かしらの持ちかけがあったんだろうなということも含めて、私たち議員がいかに襟を正していくかということも一つ重要なポイントですよ。今回のこの特別委員会の中で、それはもっと議論するべきなんじゃないのというご意見はあったと思います。それも含めて今までやってきたんですけども、ただ、まだそれは足りないんじゃないのというご意見もあります。そういうところ踏まえて、ちょっと引き続きなんですけど、小枝委員から何かご提案があるということですので、お願いします。

○小枝委員 ご提案というか、何でこれが遅れているかというと、刑事確定記録が遅れたことや、議員がみんな反省すればいいみたいな……

○小野委員長 反省……

○小枝委員 そういう話ばかりが、（発言する者あり）そういうことに……

○小野委員長 むしろあんまり出ていないですよ。

○小枝委員 妨げられてきた。で、私も何とか感情をあらわにしないように頑張ろう、頑張ろうと思って、やっています。一生懸命やっています。その中で、私自身はちょっと、こう、わあとなるから皆さんうやむやになっちゃうんだけど、非常に重要だと思っているのは、刑事確定記録を見た中で総合的に判断して、この発生要因、区が契約書に書かれたように発生要因が何なのかということをはっきりと示さなければ、抜本的な対策は講じられないというこの状況にあって、何でもいからやればいいんだということではない。つまり、上司からの指示命令があったかなかったかということについて、これらの文章を読みながらそれぞれがどう判断するのかということからはこれから区民に問われていくことだというふうに思うので、私自身は一応文案も自分自身は昨日の夜、寝ないでとは言いませんけれども、一生懸命こういうこと、こういうことであるから、こういうことなんじゃない

いかというふうなことは、一つ一つストーリーとしては書き上げてきました。で、この内容もつぶさに私は読ませていただいているんですけども、論点チェックリストの内容も、非常に、何というか、この表現で、文言でよろしいんですかというようなことが正直幾つもあります。ほとんど1ページ目を見てもらえば分かるように、適切な会議、適切な会議、どこなのという感じで、現時点ではここぐらい書かなきゃいけないし、そういう事柄についても、それぞれが提案をしていく。本当は委員長案のようなものがあっていいのかもしれないけども、提案、文面的にどうなのということを入れていく必要が作業としてはあるんじゃないのかなというふうに思っているところです。

ただ、それに当たっては、ここが、申し訳ないけど、白川委員にご理解いただけていないところかなと思うんだけど、やっぱり、なぜこういう流れが起きたのかという、本当に区の契約書にある発生要因というところの分析をできない、させない、事件、この令和2年単体、しかも、4月以降の単体だけで見ようとするということ自体が、何が背景にあったかということ消し去ってしまうという行政側の一つの利害と、あと、議会側の意味関係者の利害と、そういうものが一致してしまっているというふうに私は思うんですね。そこは、もうそうなってしまったものというのは、本当にこういう事件が、今、ほんと役所はそのときにやっていたわけじゃないから、役所の人は今悪いわけじゃないんですよ。だから、議員だって、そう。私は、ずっと当該議員からいびり倒されて、行政と一緒にやられてきた立場からすると、本当に議員全員で反省しろと言われても、はっきり言って納得できない。一緒になって、一緒くたになってやってきたじゃない。本当に被害者だというふうに私は思っていますから。その恨みを込めてやっていますけれども、とにかく公平公正な区政をつくるための一番重要なところにかかっていると思うので、やり方論をしっかりと提案、提案合戦で行きませんかということです、私から言いたいのは。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今、小枝委員からご提案を頂きまして、今回は、ちょっと宿題もお預かりしていたりとか、また、前回だけではちょっと議論が全然尽くされていないなというところもあって、委員長案をまだ持ってくるには少し時期尚早かなというふうに思っていました。ただ……

○小枝委員 これはどこに出したら……

○小野委員長 えっ。

○小枝委員 我々はどこにそれを出したら……

○小野委員長 なので、ちょっと次に向けて、次に向けて、そういうことを進めていこうか。今日のこの進み具合で提案をしようかなと思ってはいるんですけども、ただ、それぞれまだご納得いただいていないところもあると思いますし、それ自体に……

○小枝委員 著作権のこともあるし。

○小野委員長 著作権のこともありますけれどもね。ですけども、ちょっと、今、はやお委員が手を挙げているので、この後、指名しますね。

ご納得いただいていないのは重々理解をしているんですけども、そこも踏まえた上で、逆に、もうこれはこれから先に進むべきじゃないですか、この委員会での役割というところについては、行政側も今もう取り組んでいるんだし、そこをしっかりと引き続きちゃんとしかるべき委員会でご報告いただくだとかということで、注視していく必要があるんじゃないでしょうか、それでいいんじゃないですかというご発言をしてくださった方もいら

っしゃる。いらっしゃいまして、そういう全く発言されていない方は、むしろそういう意向だと思うんです。その上で納得がいていない方々がいらっしゃいますので、そこも含めて、どういうふうにまとめていくかということをやっと提案する段階に入っていく前に、はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 先ほどの7月17日に納品された成果物で、末のほうに報告書って、この経緯・経過については書面で頂けるのか、頂けないのか。僕は、さっきのあれではとてもとてもね、整理がつかない。できないったらできないということをまず答弁してもらいたいのが1点。まあ、先に答えてもらおう。

○吉田総務課長 これまで答弁させていただいた考えでございます。

○はやお委員 私は重要だと思って、意思形成過程を整理して、だから、ここの最終報告書は妥当性があるんだとやるのが僕は普通だと思っているんですよ。だって、急に出てきて、表に見えているだけを見ていると、何だ、急に拙速に決めたいみたいになるから、どの段階でどういうことを入れていったかということ、本来であれば、丁寧に説明することが区民代表である委員会に対してだろうし、納税者に対する説明だと思う。でも、できないということについては言われた。だから、それはいいです。

あと、もう一つ、もう一度確認するんですけども、令和6年12月17日に閲覧を人事のほうやったと。これについて、もう一度、何日から何日閲覧したのか、お答えいただきたい。この前答えているけれども。というのは、私たちは18日にやって、それで、何日から何日というのを言っていたと思うんで、そこをちょっと答えてください。

○御郷行政管理担当部長 閲覧の時期は、令和6年12月17から20日までになります。

○はやお委員 えっ。何日ですか。20日。

○御郷行政管理担当部長 20日です。

○小野委員長 12月17から20日。

はやお委員。

○はやお委員 それが非常に希有なんですよ。というのは何かというと、当然、我々も、執行機関、議事機関でありながら、議事機関として、18日に出すときに、当然、事務局のほうも丁寧に電話でも話していた。そして、申請書を出した。でも、そこでも2か月後ですよと言われているし、あと、ほかの、ここの委員の中の一部が閲覧していても、大体、2か月後と言われているんですよ。それが17日に提出して、何で17日から閲覧ができたのかということが不思議なんですよ。それをどういうふうにして、それができたのかということについて、もう少し、いやいやいや、私たちが行きゃあ、それは執行機関ですからということなのか、ちょっとお答えいただきたい。（発言する者あり）いやいや。そこだけ確認。（発言する者多数あり）だから、答えられないなら答えられないでいいよ。

○御郷行政管理担当部長 細かな時期までは当然ながらちょっとお答えできないところではありますけども、17日に申請して、その日から閲覧というのは、事実上それは難しいかなというものでございます。今、はやお委員のお話のとおり、丁寧にる電話なり照会をかけて、結果的にこの日に依頼書の提出と閲覧の開始という形になったというふうに聞いております。

○はやお委員 まあ、そういう状況でありながらも、我々も同じようにやっていたわけですよ、議会のほうも。連絡をして、それで18日に行って、そして、二、三月後ですよ。

で、すぐ二、三月後にならなかったということなんだよ。それで、何度も言うんですけど、何も我々がかなりがちゃがちゃやっている、何回もやっている、3月、5月でやっている最中、それで、5月のときはもう書面で出そうじゃねえかと。結局は、さっき白川委員がおっしゃったように、こんな長くやるのはやめましょうよと。一つとしては、7か月近く、そのために無駄な議論をずっと続けていたんですよ。まず、確定記録を取るべきかどうか。でも、確定記録の必要性は分かっているから、行ったわけじゃないですか。それで、今回のことについて、我々が3か月後ということで、3月に言っても、5月に言っても、何も言ってくれなかったわけじゃないですか。そういうお互いの信義則とまでは言わない、信頼関係、誠実性ということに関しては、どういうふうに考えるのか。もう一度、そこのところをお答えいただかないと、何か無駄な時間をやって、これだけ長い時間やってきているのは、申し訳ないけれども、執行機関の説明不足じゃないんですか。お答えください。

○小野委員長 はやお委員、1点確認なんですけど、それは12月の申請、これはもう特別委員会でも申請をしているけれども、同時期に執行機関側から申請をしているから、それがあって、私たちに何かしらの影響があったということを言っているんですか。

○はやお委員 も、あるんじゃないか。でも、それは、ないならないということを答えてくれれば。

○小野委員長 分かりました。

○はやお委員 今のところで言ったのは、17日から20日だと言っているんだけど、そんなだけで見切れないと思っているよ、普通に考えて。

○小野委員長 承知しました。じゃあ……（発言する者あり）じゃあ、この4日間。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 本会議でも同様のご質問がありまして、私がお答弁させていただきましましたので、これも私が答えさせていただきます。

今回、区が確定記録を閲覧請求したと議会が請求していること、この間で何らかの関係があって、議会の閲覧が遅れたとか、そういったことは根拠が全くないものだ和我々は考えてございます。

それから、今回の閲覧請求は、あくまでも人事上の処分のためのものですので、人事上の処分の経緯につきましては、我々としては、現状でつまびらかにすることはできないということでございます。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 分かりました。今、それは関係ないよということなんでしょうけれども、現実、そこのところについて、たとえどうであろうと、じゃあ、今回の最終報告書と人事の対応の違いって、閲覧を見る、見ないの違いについて、もう一度、どういう違いがあったのか。そこは、逆に言うと、村木さんが答えることじゃないと思うよ。どういうふうにいったら、独立しているんだから。双方の答えをしてもらわないと。

○小野委員長 これは、でも、報告書をまとめるために閲覧に行っているわけじゃないじゃないですか、当然。人事のことだけで行っているわけですね。

○はやお委員 それはそうだよ。だから、人事のことだけで行ったら、結局は、最終的には、元の流れというのは、この官製談合をやったために、それに対する退職金返還請求だから。

○小野委員長 そうですね。閲覧目的は人事だけれども……

○はやお委員 そうそうそう。根は同じでしょ、と。

○小野委員長 それに答弁をもう一回してほしいということですか。

○はやお委員 だから、それをどういうふうにやったのかというのを、もう一度、それぞれのところの違いがあったにせよ、いや、それはあったから何なのという感じなの、私からすれば。

○小野委員長 分からないけど。

○はやお委員 もっと分かりやすく。

○御郷行政管理担当部長 そうですね、退職金の返納命令と今回の再発防止の検討ということでの刑事確定記録の違いについては、手続の段階が異なるということもあるということもあって、必要な調査にはおのずと違いが出るといったことで、政策経営部長のほうから答弁させていただいております。また、前回もちょっと答弁さしあげましたが、今回の一般論としましては、不利益処分のほうを処分するということもありますので、より丁寧な対応が必要ということもあるといったことをご認識いただければと思います。

○はやお委員 それだったら、検討報告書もより丁寧にやらなくちゃいけないわけですよ。そしたら、何で刑事確定記録を見ないという判断がこの最終報告書にあったのかという話にもなる。やっぱり、そのところはもう無理なんですよ、はっきり言って。

それで、何かといったらば、結局、本当に、もう一度確認しますよ。本当にちゃんと言いつけてくださいよ。本当に令和6年の12月17日から20日、この間に閲覧しただけですね。場合によっては、吊ると言ったら失礼ですけども、まだ見たいんですよと言って、そのままにしていたということはないですよ。20日のところで、もう閲覧は終わりますということ言ったのかどうか、そのところを答えて。何かといったら、いや、何にも言わないで、自分たちの閲覧はそれで終わったんだけど、いや、まだもう一回調べることがありますなんて言って延ばされていれば、当然のごとく、我々の閲覧が延びるんですから。それはないというならないということをお願いしたい。

○小野委員長 じゃあ、ちょっとまず一つ、私から確認なんですけど、それは、延ばすということがもしあったとしたらですよ……（発言する者あり）、あったとしたら、こちら側に影響があるというふうに逆に思われる、何か根拠みたいなものがあるということですかね。

○小枝委員 答弁させればいい。

○小野委員長 いえ。ちょっとそれを、それを確認したいんです。で、その上で、もちろん答弁もしてもらいますけど。

○小枝委員 4日で終わったのかどうかと……

○はやお委員 4日で終わったのかどうか、4日で終わりましたでいいですよ。

○小野委員長 それだけでいいのね。

○はやお委員 それで、それだったらいいじゃん。

○小野委員長 それだけでいいですね。じゃあ、それだけお願いします。4日以外はなかったかどうかということで。

○御郷行政管理担当部長 17から20日までの4日で終わっています。

○小野委員長 はい。

○はやお委員 あったから、そのところについて、ずっとまだ終わっていないって、そこで終わりにしたんですね、完全に、こちらのほうに。そこを答えていなかった。20日でもうこれで閲覧が終わりましたというふうに言っているのかどうかということだけ、聞いていますから。そのところだけ確認。

○小野委員長 それは、言っているというのは検察側に言っているかということ。

○はやお委員 当たり前じゃないですか。これで終わるかどうかということによって、だって、ずっと続いていれば、閲覧は僕らのほうに回ってこないんですから。

○小野委員長 はい。でも、私たちはもう閲覧しているじゃないですか。

○はやお委員 それは後じゃん……

○小野委員長 ああ、その後ね。私たちが見るまでの間、待たされている間に、もしかしたらずっと延ばしているんじゃないかという、そういうことね。

○はやお委員 だから、そこまでは言わないけれども、そういう……

○小野委員長 はい。そういうこと。分かりました。

じゃあ、ちょっと、そこについて、もしご存じでしたら。

○御郷行政管理担当部長 その当時の、検察のほうに20日で終わりますというような言い方で先方に伝えたかどうかまではちょっと今確認は取れませんが……

○はやお委員 終わりますというか、終わりました。

○御郷行政管理担当部長 終わりました。

○はやお委員 それは、だって、口頭ベースで、やってみたら、20日で終わりました。ちゃんと言ったのかということ。

○御郷行政管理担当部長 うーん、ちょっと、そういった機会もあるかどうかも含めて、ちょっと、終わりましたと言わなきゃいけない、そういったこちらのほうの対応も必要かどうかも含めて、ちょっと今、確認が取れませんので、そこはちょっとまた確認いたします。

○はやお委員 区議会事務局のときにはどういうふうに答えたのか。もう閲覧がこれで終わりかどうかという確認をしたのかどうかということはどうなのか。あと、ほかのところは、次の閲覧者がいるから、普通はそのところについての、終わったということは、それなりに言わなくちゃいけないはずなんです。一応、閲覧はこれで終わりですよということを言わなくちゃいけない。そのところはどうか。区議会はやっていた。けども、そっこのほうはやっていたかどうか……

○小野委員長 ちょっと。ちょっと区議会、区議会も念のため確認します。

○はやお委員 はい。確認して。

○夏目区議会事務局長 ちょっと、正確な内容については確認が必要でございます。

○小野委員長 そうですね。

○はやお委員 じゃあ、いいや。それは、じゃあ、聞いて。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 小枝委員のちょっとご質問と関連するので、それに踏まえてということですよ。

私は最初に言いました。この委員会はいくまで再発防止をする委員会であると。だから、議員が反省すべきだということを言いました。そしたら、笑われました、なぜか。あるいは、罵声に近いことを言われました。でも、これをまとめるときは、いかに再発を防止す

るかというゴールじゃなければいけないわけですよ。この問題が起こった、これも一番最初に言ったんですけど、この問題が起こった背景というのは、結局、議会というのがまとまらないと。もう右と左ではんと分かれます。そのときにまとめられる人間というのが権力を持っちゃうんですよ。そのときにまとめるときは、こわもてであったほうがいいし、声は大きいほうがいいし、顔は怖いほうがいいし、そういう一般論ですね。そういうふうな人間が権力を持っちゃうわけですよ。そういう人たちも、結局、職員が頼ってきてしまうと。だから、そういう議会の在り方というのは何とかしなければ、こういったことというのはまた起こるだろうというふうに思いますということを言ったんですが、結局、職員が、職員が、職員がという話ばかりになってしまって、もう1年以上、それを発言してから1年以上たったんですね。

ですから、もう一回言います。これはまとめるときは、議論をまとめるときのゴールとしては、再発をいかに防止するかというゴールでなければいけないんです。それがなかった場合の文言というのは不要だし、あるいは、それを補強する言葉ならいいですよ。でも、そのゴールと関係ないことを入れることはおかしいと思うんですね。区民に対して、ダイレクトにこれから我々はしっかり反省して、こういった議論をしましたと。でも、まとめられませんでした。そのときは、私たちはこういうふうな形で再発が防止できると思います。でも、いやいや、私たちはこういうふうに再発が防止できると思いますという文言でまとめてもらわないと困るなと思います。

○小枝委員 関連。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 今のは委員長に言ったのか。委員会に言ったのか。

○小野委員長 ご意見は頂きました。ありがとうございます。

○小枝委員 基本的にはそうなんだと思います。でも、その前提となる入り口の事実認定をするのに時間がかかってしまっているということなんじゃないかなというふうに私は見えています。ちゃんとした事実認定をしないと、対策方針が組めないからだと思っています。そのために、確定記録を取りに行ったんだけど、これだけ長くかかってしまったことに区が原因があるかどうかはともかくとして、現実、それは議会側の責任とも言えない面があったんだろうと。なおかつ、行政側がちょっとやっぱり隠そう、隠そうとするところはあって、それは進め方を非常に遅らせてしまったところは非常に残念。だから、委員の中で一致させてもらいたいのは、何が原因だったか、その事実認定をしっかりとすることがなければ、対策も変わってくるんだよということまでは一致させてもらいたいんです。それから、私は申し上げているように、報告書の基になる報告書をしっかりと区民の下に公開するであったりとか、専門家の弁護士がそうした事柄について、こういった立場を取っているのかどうか、それから、論点チェックリストを見ても、これが1年前の古いほうの委員会だったら、申し送りでもいいんだけど、あれから1年もたって、じゃあ、どこの委員会で何をやっているかもこの委員会が把握していないようじゃ、再発防止の対策を一緒に考えていますということがもうポーズになってしまうわけ。これを見ると、たらい回しみたいに見えちゃうんですね。だから、年月を経て、そこもしっかりと進行管理をする役割はこの委員会にあるわけですから、次の委員会に、参考でもいいから、それを議論するか、しないか、全然しなくてもいいので、この1年を経て、どの会議体で何が手を

ついたということについては、入れておいてもらいたい。

それは、やっぱり会議になってから議論すると、こういうふうになっちゃうから、会議と会議の間にやっぱりちゃんと整理をしながら、透明性、公開性の高い解決策を見いだししていく。あと、事実認定が異なるのであれば、それは、政治家は政治生命をかけてやってくれればいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

○小野委員長 はい。白川委員。その後、えごし委員に行きます。

○白川委員 ごめんなさい。

先ほどいみじくも小枝委員がおっしゃったように、元区議にはかなり嫌な思いをしたとおっしゃったじゃないですか。結局、議論がまとまらないときに、強引にまとめていったわけですよ。それは必要性もあったわけですよ。最終的にはまとめなければいけないという必要性があったから、元区議にとってはそれが使命だったわけです。小枝さんは、議員として自分の信念というのを貫こうとしたわけじゃないですか。そういうもんじゃないですか、議会って。そのときに、やっぱり最後はまとめなきゃいけないというときに、一番大事なのって、共通の目標を持つことですよ。最終的にはこうならなければいけないという目標の一致というのが重要じゃないですか。だから、私は、この委員会で最終的な目標というのは、議員が反省して再発を防止することですよ。ねと言ったら笑われて、延々と職員が、職員が、職員がという話をずっとやったわけですよ。

だから、もう一回言いますけれども、あくまで目標は再発を防止すること、しかも、議員の立場で防止することということです。そのときに、もう両論併記で、構わないので、その目標だけは外さないようにしていただきたい。だって、ここでまとめられなかったというのが全てを表しているじゃないですか。強引にまとめられる人間がいなくなったら、こうなったということじゃないんですか。

つまり、まとめるには、まとめるのを個人芸に任せていた時代というのがもう終わったわけだから、どうやってみんなの力でまとめられるかということを考えなきゃいけないわけですよ。それが再発防止につながるわけじゃないですか。この委員会でそれを実践しようと思ったんですが、実践できなかった。できなかったんだけど、やっぱり最終的にもう一回言います。再発を防止するためにまとめましょう。

○小野委員長 はい。ありがとうございました。ご意見ありがとうございます。

えごし委員。

○えごし委員 私も、やっぱり再発防止委員会、皆さんがうなずかれていましたけど、いかに再発を防止していくかというのが最後のゴールだと。そういう上で、いろいろ確認、まず議員側がどうするかもありますし、職員側がという話、職員側としてはこの報告書を上げてきていただいているんだと思います。私たちは、議員側からどういう対応をしていけるのかというところはまず考えなければいけないというのは、私も大事だと思っています。その上で、しっかりと調査書を確認していくとかというのもすごい大事だと思っていますし、その上で、私も前から言っていますけれども、今、多分これからまた論点チェックに入っていくんですかね、最後。今、まだ報告の段階だったですもんね。

○小野委員長 うん。

○えごし委員 うん。まあ、ちょっとあれです。もうかなり議論に入っているんで、あれですけど。



○小野委員長 そうです。

○えごし委員 最終的に論点チェックで残っているところというのは、やっぱり上司から指示があったかどうかということをはやお委員もずっと言っていたいていました。私も、前から言っていますけれども、上司から指示があったか、ないかとか関係なく、上司から指示があったということは絶対駄目だと思うんです。それは、当たり前、皆さんも分かっていると思います。上司から指示があって何か不正行為をするということは駄目だと。じゃあ、私としては確認したいというのは、区として上司からのそういう意見を基に不正行為を行うとかということはどう対応していくのか、そういうところ。ある、ないとかは別にして、上司からの指示で何かあるということは絶対に私も駄目だと思っています。もちろん、問題となっている議員からそういうふうに職員にお願いしてということはもう絶対駄目ですし、当たり前ですけど、やってはいけない。今は、そういうふうに上司からの指示があったかどうか、それは明確にあったか、ないかと言ってもらわないと、次に進めないんだということではないとは私は思っています。もちろん何かで証拠が出てきて、絶対にないということになったとしても、上司からあったということを仮定して、それに対する対応というのをしっかり考えていかないといけないと。そういう意味で、上司から何か指示があって、そういう不正行為というのをしないための対策として区として考えられていること、また、ここに内容をまとめていただいているようなこと、これは改めてになりますけれども、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○吉田総務課長 報告書にも取りまとめさせていただいております。執行機関側としては、今後の対応策として、まず1点、議員等との関わり方の見直しをしていくということと、2点目としては、職員倫理の向上、再発防止の研修をしたりですとか、倫理研修、官製談合防止に関する研修等々を行ってきたところでもございます。それから、3点目については、適正な契約制度等の構築ということで、各種契約制度を現在見直しているところで、前に進めているというような状況でございます。

○えごし委員 そういうやり方を今後やっていくと、まとめていただいているということと、あと、いろいろ話を聞いていると、様々、圧力が強い圧力の中でなかなか断れない人もいるんじゃないかみたいな話もありました。そういう意味では、もし、そういう圧力とかということがかからないような、また、言いやすい風土をつくっていくということも中にはちょっとありましたけれども、そういう過剰な上司からの指示とかを受けられないような体制ということ、そういうところも考えられているのか、お聞かせください。

○吉田総務課長 職員倫理の向上とかで、例えば、多面的評価なんかを行って、その中でどういう状況があったとかを確認したりですとか、あとは、区を挙げて、今、組織変革に取り組んでいます。職層を越えて、部署を越えて、風通しのいい職場をつくっていくことで、そういった、何というんでしょう、何かがあった場合に情報を出しにくいとか、そういう環境がないように、できるだけ風通しが、意思疎通ができる組織というものを、職員を挙げて、今、取り組んでいるところでございます。

○えごし委員 はい、分かりました。

○小野委員長 はい。今、取組についてありました。

田中委員。

○田中委員 これまでの議論を聞かせていただきまして、職員対議員という構図をつくっ

てしまうことが、結論というか、再発防止の本来の目的から遠ざけてしまっているんじゃないかなというふうに感じたんですね。というのは、議員のほうにもいろんな立場、いろんな考え方、いろんな常識を持った方々がいて、もちろん職員の方々はそれ以上にヒエラルキーがあり、その中でもいろいろな考え方を持った方がいらっしゃると思います。その中で、今回は、議員の中でも1人ということと、職員の方の中では執行部のそれも一部の方々のみということなので、そこを認識しないで、一緒にたに議員、議会、職員としてしまうと、本当に真相が見えてこないということに陥ってしまっていると思うので、特に、この事件発覚後に、依命通達などもされたんですけども、聞くところによると、そういうものをちゃんときちっと守る方々、それは、イコール、そういうことに手を染めない方々はすごい守っているけれども、それを発する側の方々が守っていないなどということも情報が入ってきたりしていますので、やはり表面的なことだけではなく、本当の構造というものを把握した上で議論して、これからいかにいけないなと思っています。

○小野委員長 はい。これは、ご意見ということでよろしいですかね。

○田中委員 そうです。

○小野委員長 はい。

ほか、ご意見ございますでしょうか。

○はやお委員 私が確認したいのは、普通、所管が変わると、部長が、結局は、今回の幹部というのは、もともと行政管理担当部長から区議会事務局長になったと。それでいながら、今回のお茶小の件については、最終的に区議会事務局長のときにこういう情報の提供があったという流れなんですね、確認をすると。こういうことというのは、あり得るのかなと思うんですね。普通、部署が変わると、たとえどうであろうと、縦割りですから、こういうことというのはあるのかどうかということをちょっと答えて。（発言する者多数あり）いや、違うんだ、わざとそこのところ、基本的なところを確認しているんだよ。

○小野委員長 じゃあ、まず。

○村木政策経営部長 通常——通常といいますか、我々としては、もう職としてやっておりますので、職が変われば、その職に関わることについては後任の者に引き継ぐと。そういうことでございます。

○はやお委員 つまり、区議会事務局長になっても、その所の課長、係長というのは情報提供しているわけですよ。それは、前の上司だったからということもあるのかもしれない。何を言いたいかというと、何で普通だったら対応するところを情報提供するかといったら、これは特別案件だというふうに認識しているわけですよ。つまり、場合によっては、副区長のほうから指示があったというふうに周りが認識しているからこそ、事務局長でありながらも情報提供したということについて、そういうふうに考えるのが自然なわけですよ。だから、おかしい。そこがおかしいということを何度も言っている。だから、そういう事実もそうだよ。それで、刑事確定記録もそう書いてある。でも、じゃあ、検討報告書はどうかといったら、それはない。あったと認められないと言っているけれども、でも、実は留保するという考え方について、不明確だけれども、そこについての見解がそれぞれあると。ということからしたときに、私は、目指すべきものというのは、やったあの2人は駄目ですよ。悪いんですよ、罪は。でも、何をやりたいかといったら、このことによって、全く同じようにね、えごしさんがおっしゃるように、そのことをおまえやっただ

ろうということじゃないんですよ。じゃあ、こういう事実の中で、どういう制度をつくるのかということなんです。先ほども言ったように、公益通報のところ、去年の5月につくっておきながら、そこについては分科して、企画で報告するという話になっているにもかかわらず、こっちが言わなかったら報告しなかったわけですよ。そこに姿勢があるんじゃないんですか。何か覆い隠そうとする姿勢があるんじゃないんですかということをお願いしたいわけ。だけど、そのこのところ、僕は言いましたよ、確かに。カラスが白いと言ったら、様々な厳しいつらい立場の中でやっているけれども、ここはどういうふうにするか、でも、これ以上、切った張ったみたいなことをやっていたら駄目だから、どこまでで着地をしながら、本当の意味で職員たちが明るく業務が遂行できるようにするか、そして、それが、ひいては区民の幸せになるんだと私は思っていますよ。だから、そのこの段階に来ているにもかかわらず、何かずっと一辺倒の答弁じゃ僕は先が進まないと思っている。でも、そのこのことについて、その辺のところを含めて、今回のところ、事実ですよ、区議会事務局長のとき情報提供していますから、そのこのところはお答えいただきたい。

○村木政策経営部長 私も一職員として、自分の、どう行動するかなというのを今回の事件でいろいろ考えさせられるところがありますけど、そんな中で、もし私ならば、違法な行為であるということを確認していれば、仮に上から言われたとしても、もし異動の辞令が出た時点で、もう何とかしてこれは逃げようと。

○はやお委員 そうだね。

○村木政策経営部長 その後に情報を取っていったりとか、それはもう絶対に上司の命令であっても私はしないと思います。そこは、今回、そういった中でも事件が起きてしまっているのが、例えば、元部長と元議長の間の特別な関係があったのか、その辺のところは、なかなかここではっきり申し上げるのは難しいですし、また、ほかの様々な要因があったのかもしれないので、それについては、私のほうからこの場でなかなか申し上げることはできませんが、今言われた異動したらどうなのかということについては、ただいま申し述べたようなことでございます。

○はやお委員 はい。いいです。

○小枝委員 関連。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 確定記録を読んでいたら、そういう答弁にはならないんですよ。だって、確定記録の中には、元区議のほうだって、平成27年、2015年ですよ、から事業者からの管工事の入札業者数を教えてほしいとお願いされ、役人から入手して情報を教えていた。副区長も、東郷公園について、平成29年ですよ。課長に聞いて、業者数と、それから、何だっけな、予定価格、これは公表前に教えていました。元部長だけの個人の問題にしようということは、区側がつくったシナリオなんですよ、これは。それで、区から派遣された区の関係者というか、区の、言ってみれば政策経営部長ですよ、から元の派遣された弁護士は、私も公判を聞いています。その弁護士と、この区から委託を受けた弁護士と、この弁護士さんたちの問題というのは実は別途ある。もう、ここの問題をはみ出すから、私はここではやらないけれども、ただ、やっぱり区行政と結託したボス政治。ね、そういうものが区民の参加と自治をゆがめてきた。とっても賢くて神様みたいに立派な人だったらいいですよ。大体、勘が、当てが外れるんですよ。それで、みんな、まちがぐちゃぐち

やになるんですよ。普通の参加でできなかった。そういうふうなやり方もされてきた。こういう不正常的な状態に、今日の話を聞いていても、行政もそう、議員さんもそう、はっきり言って、あの体制のまま行けばよかったなど。もう何の反省もしていない。あの体制がよかったなというふうに思っているかのごとき質問と答弁が非常に多かった。私は、この千代田区議会の現状にはもう……（「違うよ、それ」と呼ぶ者あり）もう限界を感じます。

○小野委員長 いや、あの体制というのは……（発言する者あり）

○小枝委員 ばれなければよかった。そして……

○小野委員長 いや、とんでもない。（発言する者多数あり）

○小枝委員 そして、これから先は二度とばれないようにするという……（発言する者多数あり）

○小野委員長 それはひどい意見です。それは撤回してください。

○小枝委員 いや、私は……

○小野委員長 いや。（発言する者多数あり）

○小枝委員 外と内で……

○永田委員 ……シナリオって断定したでしょう、あなた。

○小枝委員 同じことを言いますからね。

○白川委員 問題発言ですよ、今の。

○小枝委員 いや、いいですよ、何をやってくれても。

○永田委員 シナリオは何ですか。

○小枝委員 区のシナリオなんですよ。

○永田委員 なんですよと言っていますよ。

○小枝委員 なんですよ。（発言する者多数あり）じゃあ、私は文書を出しましょうか。（発言する者あり）

○小野委員長 もう、これに関しては……

○小枝委員 いや、全部、私、全部、エビデンスを持っていますから。

○小野委員長 例えば、先ほど田中委員からもありましたように……

○小枝委員 ここ持っていますから。

○小野委員長 一緒くたにしてね、議員全員って、あの、1人の人ですよ。逮捕された1人の人がいろいろやっていたんでしょ。この刑事確定記録だけでも、ごく一部ですから、知らない部分もあるんだけど……

○小枝委員 いや、でも、刑事確定記録に……、1人が言っているわけじゃないんですよ。3人同じように時系列で並べてみれば分かるんだけど……

○小野委員長 いや、議員側です、議員側。

○小枝委員 もう、ずっと前からやっていたよと言っているんですよ。

○小野委員長 議員側です。その昔の体制が、そのほうがよかったなんていうことを思っている人は、（発言する者多数あり）ここにはいないはずなんですけど。まあ、いるのか分からないですよ。

○小枝委員 でも、何かばらしたほう……

○小野委員長 いないと思っている。

○小枝委員 いや、私ね、もし私が相談されたらどうだっただろうと思うわけですよ。私

は気が弱いから、もしかしたら、まあ、なかったことにしようと思っちゃったかもしれないと。（発言する者多数あり）

○小野委員長 いやいや。むしろ、むしろ、むしろ匿名じゃなくて……

○小枝委員 もし、やり方を間違えたら……

○小野委員長 とんでもない。

○小枝委員 結局は情報を伏せられる。これ、ちゃんと確定記録を現場に読みに行ってもらえば分かるんだけど、簡単なんですよ。三者がまとまれば消せるんです。官製談合というのは、だから難しいんですよ。それすらも分からなくて、再発防止対策が組めるなんていうふうに思っているのは、はっきり言って、もう全然間違っていると私は思いますよ。私は、事業者の確定記録も読んでいますから、皆さんよりずっと長く読んでいますから、そういう内容をつぶさに見た中で分かったことというのは、これからも皆さんの……、訴えさせていただきたいんですよ。でないと……

○小野委員長 確かに事業者側の確定記録というのは、今回の中には入っていないので、私も見ていません。もしかしたら、その中に……

○小枝委員 どういう仕組みになっているかということ……

○小野委員長 いろんなものがあるのかもしれない。

○小枝委員 やっぱり勉強しないと分からないじゃないですか。

○小野委員長 それもあると思うんですよ。

○小枝委員 本当にそのための今、議論なのに、一生懸命調査しようとする、議員から阻まれ、そして、一生懸命質問しようとする、行政から阻まれ、これではやっぱり対策まではたどり着けないのかなと、そこは、私ははやお委員とちょっと距離があるというか、はやお委員は、あくまでこの議会の中でちゃんとやっていかなくちゃいけないというふうに思っているから、こういうふうにおっしゃる。でも、私はこの阻まれ状態からしたら、おのずと限度があるというふうに思いますから、そういう意味では、まとめに入っていたほうがいいんじゃないかということ強く訴えているのと、まとめに入る中で、この論点チェックリストを、これじゃあ、たらい回しになっちゃって、何にもなっていないから。ちゃんとしないと、最低限おかしいよということは、これは委員長のほうに申し上げます。

○小野委員長 そうですね。多分、今、たらい回しにということをおっしゃるのは、いわゆる取扱いが「済」になっていたとしても、その申し送り事項のことをおっしゃっているんだと思うんです。例えば、コンプライアンス研修についてはとか、政治倫理条例の策定についてはとか、議会基本条例についてはとか、申し送り事項がございますよね。このことについてのお話ですよ。正直言って、たらい回しにすらしていないんですけれども、本当であれば、ほかの会議体でやるべきことだよというご意見を頂いていて、ただ、ほかの会議体が、じゃあ、設立できているかということ、設立できているわけではないので、そのことをおっしゃっているということによろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 もう少し、じゃあ、明確に申し上げると……

○小野委員長 はい。お願いします。

○小枝委員 ここの全部、こう、1ページ見ただけでも、適切な会議体、適切な会議体、適切な会議体と書いてあるんですけれども、それがどこなのかということも明記していな

いし、それが現状どこまで来たかも書かれていない。ゆえに、そこの参考でもいいから、そこはちゃんと、現段階ではと書いて書き込むべきではないですかと。

それから、先ほど来話題になっている公益通報者保護制度というのは、実は役人任せにしてもいけないし、再発防止の上では、先ほどえごし委員のほうから上司からの指示命令があろうとなかろうとというような質問があったんだけど、実は結構肝になっている、兵庫県なんかでは肝になっているところなので、その項目が、私の読み方が悪いのかもしれないけれども、すら見当たらないというのでは、ちょっと格好がつかないなというふうに思っているんで、項目的にはそこもちゃんと上げていって、議会側として、これは二元代表だから、区が言っていることをそうだ、そうだというだけだったら、議会は要らないわけで、議会としてどうしたいかという意見をちゃんとまとめていくということが必要だということを書き込んでいかないと、区の答弁はこうですというのは、これは必要だと思います。でも、議会の考えはこうですというものが両側ないと、二元代表にならないよということも、ぜひ、そのように認識していただきたいなというふうに思います。○小野委員長 はい。まさに、申し送りのところにある会議体のことについて、今、明確にすべきというような、そういうご意見なのかなというふうに思いました。

一つ、公益通報制度の見直し、それから入札制度の見直し、この辺りにつきましてはしるべき委員会というふうに表記をしているんですけども、基本、企画総務でやっていただくということになっていまして、先ほど報告がなかった部分も含めて、改めてお願いしますということでやってくださっているんで、それは、最終的にまとめるときは、委員会が明記できるものについては、そのようにしていきたいと思っております。

小枝委員。

○小枝委員 （聴取不能）その参加の委員さんに聞きたいんですけども、だったら、兵庫県が書き込んだような第三者通報者に対する保護であるとか、それから、犯人捜しをしないであるとか、そういうことがちゃんと書き込まれている内容になっているのかどうかということね。やっていけばいいというもんじゃないと思うんですよ。ちゃんとやっているかというところを、やっぱりそこは議員間でも報告してもらいたいですよ。やったことにしちゃうというのは本当によくないと思うし、やっぱり、あれだけの決議をしてやっているのに、ここは締めていかないと、もう本当にいつまでというのは私も同じ気持ちがあります。だからといって、明らかにならないままやむやにすることがいいとも思いません。限界の限りにおいて、この中でめり張りをつけていくということは大事だと思うので、スピードアップしてやっていただきたい。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 一応、様々足りないところはあるながらも、執行機関のほうとしては、内規のほうは整理してくれています。だけど、足りない。絶対足りない。だから、そのところは、今後、指摘していますので、どういうふうに変えていくのかということをやはり執行機関と、でも、よりスピーディーに、スピードを上げてやっていかなきゃいけない。あと、今言ったように、公益通報の保護法ということから考えたら、国の法律、そして、また、様々な整理があるんで、そのところについては、まだ道半ばであるということは事実で、僕が執行機関みたいに答弁することではないけど、一応、そのところについては、やっとチェックが始まったというところなんで、私は、議員として、委員として思ってい

ますし、独立性として言う必要はないんだけど、あと、委員会、そちらのほうの執行機関のほうはどういうふうに捉えているのかは、お答えいただきたいと思います。

○吉田総務課長 今挙げていただいた課題につきましては、該当の企画総務委員会のほうで随時ご報告させていただければと思っております。

○小野委員長 それでよろしいですか、今のところは。

○はやお委員 まだ足りないけれども、そこは節目節目でやっていくということだけは、今のところは。このところを横にらみしながら、さらにバージョンアップしていくというものの段階です。本当は、でも、この辺がはっきりしないと、どう変えるかというのは本当に明確には……

○小野委員長 はい。それ以外の適切な会議体というのは、そもそも政治倫理条例の策定ですとか、議会基本条例というところにかかってくるので、どの会議体ということは明確に書くことができない。ただ、これについては、過去に決議文もあれば、それから、陳情に対して策定します、政治倫理条例の話ですけど、というところでお返しをしているという背景もありますので、本来やるべきという意識はご意見としては出ているんですけども、この委員会では無理だねということだったものですから、それはそれで別の会議体というのになって、じゃあ、具体的に何か会議体できましたかという、会議体自体をつくる余力というのがないので、これを申し送り事項にしているという背景もございます。

これについては、最後のまとめのところで形だけ申し送っても、確かにしょうがないことです。ですから、しっかりこれに取り組んでもらうようにしてもらおうというところまで報告の中には入っていく。

○小枝委員 それはあり得なくて、であれば、いろいろ書き方があると思うので……

○小野委員長 はい。ということで、そこをちょっとご相談しながら、どのように書いていくかというところですね。はい。

ということで、こちら、いわゆるチェックリストについては、こちらで一旦預かるんですけども、今後、先ほどもいろんな併記の仕方も含めてなんですけれども、まとめをするというようなご意見も出てきましたので、そのような方向でまとめていきたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。そうしますと、（発言する者あり）失礼しました。のぞわ委員、どうぞ。

○のぞわ委員 一つ、本特別委員会の設置理由に鑑みまして、チェックリストの大項目1の小項目①コンプライアンス研修の受講、ここで赤字、前回3月14日までの委員会確認事項の赤字の申し送り事項、ここで、やっぱり細かいことなんですけど、コンプライアンス研修についてはと書いてあるんですけど、コンプライアンス研修でも、中ポツの政治倫理とか、あと、議員の倫理向上に関する研修もしくは研修会についてと、この赤字のところを変えていただくのはいかがでしょうかというのが一つ。

あと、その中に著作権、これもやっぱりきっちりと確認する必要があるということで、書き方は難しいんですが、ぜひ著作権のこともしっかりと研修の中で皆様と共有させていただきたいという、まず意見を申し上げさせてください。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ご意見ということで伺いました。

今後の検討の中で、今おっしゃったようなことも、まとめにどのようにして反映させていくかということを検討させていただきます。

ほかございますでしょうか。

○岩田委員 先ほどの、この委員会でいかに再発をさせないかと。まあ、素晴らしい意見が出ましたが、そのとおりだと思います。でも、再発をさせないためには、原因を突き止めないとは駄目なんじゃないかなと思うんですよ。例えば、雨漏りしていたとして、あ、雨漏りしていますねと、どこから水が漏れているのかなとちゃんとそれを突き止めないと、それは解決にならないわけですよ。だから、再発防止といっても、そういうところが分からないとできない。

あと、議員からの持ちかけとか、そういうようなことも言っていました。議員が、議員がというふうに言っていましたけど、委員長も言っていましたよね、議員からの持ちかけがなければと言っていましたけども……

○小野委員長 はい。言っています。

○岩田委員 でも、これは、業者からの持ちかけがなきゃ、これはなかった話で、議員は今回1枚かんでいますけど、官製談合というのは、別に議員がいなくても、業者と職員がいれば成立してしまう犯罪ですからね。で、その、さっきの、何だ、公益通報でも、部長が先ほどの2項の話で、行政監察員って、一応制度上の呼称ですよ。行政監察員に通報することができる。この場合というのを、この行政監察員に通報した場合というふうにぎゅっと何かすごく小さく言ったような気がするんですけども、もしも、行政監察員に通報した場合だけ、推定するみたいなような話だったら、そもそもの公益通報者を守ろうというこの趣旨に反するんじゃないのかなと思うんで、そこはどうなのかというのが、これは1個質問。

最後、委員長、さっきのちょっと仕切りが変だったなと思ったのが、こっちで、何だ、資料を委員限りと言っていた。でも、それは後でみんなでオープンにしてもいいんじゃないのという話のときに、ほかの委員会を見ましたら、そういった事例はないと言いましたが、委員会独立の原則なのに、ほかを見て、いや、ほかがやっていないからというのはちょっとおかしいですよ。ただ、ただ、事務局がさっきおっしゃっていた、何だ、著作権とか、そういうのは分かります。でも、ほかの委員会がやっていたからというのは、それはおかしいと思いますよ。

以上です。

○小野委員長 はい。ご意見いただきました。

それでは、何かありますか。（発言する者多数あり）

○村木政策経営部長 ただいま岩田委員からご質問ありました公益通報の件について、ご答弁させていただきます。

先ほど申し上げたのは、千代田区の公益通報条例の第5条についてで、この2項は、先ほどもご紹介しましたが、正当な公益通報をしたことを理由として不利益取扱を受けたと。そのことを行政監察員に言った場合には、行政監察員に改めて通報した場合には、要するに、不利益を受けたと通報した場合には、正当な公益通報した者はそれ以後に受けた不利益取扱について、当該公益通報をしたことを理由としたものと推定するという規定でして、



最初の正当な公益通報というのは、これは別に行政監察員さんに対するものとは限らないので、ほかの、例えば公取委に通報したとか、そういった場合も含まれるということでございます。

○岩田委員 そこですよ。行政監察員に通報した場合にと、その後に続くみたいな話ですけど、これは、公益通報全体が公益通報の場合においては不利益取扱は特段の事情がない限り公益通報したことを理由としてなされたものと推定するというふうに続くんじゃないのかな。そうじゃなくて、行政監察員に通報した場合だけというふうに限定して考えたら、公益通報制度のそもそもの趣旨がちょっと違うんじゃないのと。それとは違っちゃうんじゃないんですかという質問なんですよ。

○小野委員長 これは、企画でそれぞれまたやっていただくことだと思うんですけども、今分かっている範囲で結構ですので、ご答弁をお願いします。

○村木政策経営部長 先ほどご答弁したとおり、正当な公益通報をしたことを理由としてと条文では書かれております。この正当な公益通報というのは、岩田委員がご指摘するような行政監察員に対する通報に限らないので、そのほかの通報でも、それをした場合に、今度はその後で何らかの不利益処分を受けてしまったと。そういった場合にその不利益処分を受けたということを今度は行政監察員に通報すると、その場合には、当該不利益処分は公益通報を理由とするものと推定するという強い保護を与えているという、そういう条文の規定でございます。

○小野委員長 はい。では、ここまでにさせていただきますね。

それでは、先ほど一旦、今後のまとめについてということをお話しましたけれども、そこについても、次回、開催するまた日程の調整もさせていただきますけれども、そのときまでに、このようなまとめでいかがかというような案をこちらでも作成してまいりたいと思いますので、また追ってご連絡をさせていただきます。

ということで、それでは、次に、日程3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 理事者からございますでしょうか。（発言する者あり）はい。

最後に、日程4の閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、当委員会が開催できるよう議長に申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時21分閉会